

令和4年第1回大玉村議会定例会会議録

第3日 令和4年3月3日（木曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 斎藤 信一	2番 渡邊 啓子	3番 菊地 厚徳
4番 本多 保夫	5番 松本 昇	6番 佐原 佐百合
7番 鈴木 康広	8番 武田 悦子	9番 佐原 吉太郎
10番 須藤 軍蔵	11番 押山 義則	12番 菊地 利勝

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長	押山 利一	副 村 長	武田 正男
教 育 長	佐藤 吉郎	総務部長 兼総務課長	押山 正弘
産業建設部長 兼農業委員 事務局 長	菅野 昭裕	教育部長 兼生涯学習課長	作田 純一
政策推進課長	鈴木 真一	税務課長	菊地 健
住民生活課長	安田 春好	健康福祉課長	後藤 隆
環境保全課長	伊藤 寿夫	産業課長	渡辺 雅彦
建設課長	杉原 仁	会計管理者 兼出納室長	中沢 みち子
教育総務課長	橋本 哲夫		

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、藤田良男、渡辺一樹

一般質問者目次

1.	2番	渡邊 啓子	P. 44～
2.	11番	押山 義則	P. 53～
3.	7番	鈴木 康広	P. 71～
4.	8番	武田 悦子	P. 76～
5.	6番	佐原 佐百合	P. 94～
6.	10番	須藤 軍蔵	P. 107～

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。

ご苦勞さまでございます。会議に先立ち、申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日、傍聴に、村上好さんほか5名の方々がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、一般質問を行います。

2番渡邊啓子君より通告がありました「大玉村移動販売車の現状を問う」ほか1件の質問を許します。2番。

○2番（渡邊啓子） おはようございます。

2番渡邊啓子です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります2件について、これより一般質問を行います。

初めに、大玉村移動販売車の現状について伺います。

村では、新型コロナウイルス感染拡大の影響による住民生活の支援を図るため、地域住民に買物の機会を提供し、高齢者や単身世帯の見守りとして大玉村移動販売車を導入しました。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して移動販売車を購入し、大石屋さんに貸与して移動販売を開始してから1年余りが過ぎました。高齢者の買物支援としてなくてはならないものとなっています。

これまでの利用状況や課題等はないかを確認したいと思います。

最初に、移動販売の利用者数はどのくらいあるのかを伺います。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（渡辺雅彦） 2番議員さんにお答えいたします。

現在の利用者数につきましては、約90名ということでお伺いしてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 現在、約90名の方が利用されているとのこと。かなり多くの方が助かっているということですね。

この移動販売車の事業開始に当たり、「大玉村移動販売車に対する要望を承ります」という案内が全戸に配布され、令和3年1月15日まで利用希望者の申込みが行われ

ました。

利用希望の申込チラシを見逃した方もいたようなのですが、その後の利用申込みの方法はどのようになっているのでしょうか。役場を通して申し込むのか、大石屋さん直接なのか、どちらでも可能なのかを伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

移動販売車の利用促進につきましては、令和2年12月22日の行政文書において、全戸配布を行いまして、事業の周知と利用希望者の申込み受付の周知を行ったところでございます。

そのときは3件の希望があり、取りまとめの結果につきましては、事業者におつなぎをし対応をいただいたところでございます。

一定の期限は設けましたが、その後も、現在も随時申込みは受け付けておりまして、ご相談等にも対応するようにいたしてございます。

今後につきましても移動販売車の事業者と協議をいたしながら、定期的な事業の周知、あるいは希望の受付、取りまとめ、この受付、これは産業課において受け付けるというふうなことで基本的に考えておりますが、そのように進めてまいりまして周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 住民の中には、山間部在住の人しか利用できないものと思込んでいる人もいます。近々、運転免許証の自主返納をした場合に利用したいと考えている人もおります。

今後の周知のほう、よろしく願いいたします。

次に、村では、移動販売事業者に対して現状把握の聞き取り等を行っているのかどうかを伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

事業者の方には、毎日日報をつけていただくということをお願いをしております。職員が定期的に事業者のほうと連絡を取りながら、訪問あるいは電話によって、その運用状況、さらには貸与している車両の状況等について聞き取り、確認を行っているところでございます。

今後も、村民の方々にとって効率的な運営が行われますように、例えば駐車場所について、各地区で行われますサロン等への巡回等も視野に入れながら、事業者と協議を行いながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 担当の職員さんによる聞き取り等を行っているのと知り、安心いたしました。

その際、運営上の課題などの相談などはなかったのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

特に車両の貸付制度、この今回の事業の根本に関する課題等については、報告を受けてはございません。若干の巡回等に関する相談ですとか、そういったところはございますけれども、基本的にはこの今回の事業については順調に運用されているというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 順調に運営されているとのこと、ありがたく思います。

私の家でも母が車の運転免許を持っていなかったために、過去に30年近く大石屋さんの移動販売にお世話になっていたことがあります。新しい車両になってから何回か移動販売車が来るところに出向いて、私も買物をさせていただきました。実際に買物をしてみて、以前のものより車両が小さくなったので、積込み商品が少ないと感じました。燃料高騰の影響もあり、商品の補充に一旦戻るといことはやっていないそうです。また、冷蔵設備にも燃料を消費するので、なかなか厳しい状況にあるようです。

本議会の1月の専決処分補正予算に燃料高騰対応運送事業者等支援に要する経費ということで、世界的な燃料高騰により経営に影響を受けている村内運送事業者等に経営持続のための応援金を交付するというものが計上されております。

移動販売は運送業者ではございませんが、少なからず燃料高騰の影響を受けているわけですから、これに準ずる形で少しでも応援金の交付を検討していただけないでしょうか。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

今般の大玉村燃料高騰対応運送宿泊事業者等応援金につきましては、現在の燃料高騰等を直接的に受ける運送業者、あるいは運転代行、さらには温泉等の加温ために燃油を消費する宿泊事業者、これらについて応援金を支給するというものでございますが、ただいま議員ご質問のように、燃油の高騰は広範な事業者に影響を強く及ぼすものでありますので、今後の燃油の価格動向等を見据えながら、より広範な事業者への支援というものについても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 大玉村移動販売車の貸与に関する規則では、燃料費、修繕費は使用者の負担とするとなっておりますが、今ほど部長の答弁でいただいたように、今後も広範囲に応援金を支給していただけるよう再検討をよろしくお願いいたします。

本宮市では、登録している商店に直接電話で注文すれば商品を配達してもらえる買物支援を始めました。これに対して、移動販売車のよさは、家の前まで来てもらえて、

自分で品物を選び、買物をする楽しみがあります。

特に独り暮らしの高齢者にとっては、週に一度の楽しみであり、また少し大げさな言い方かもしれませんが、食料調達の命綱とも言えるのではないのでしょうか。

大石屋さんは、利用者さんとのコミュニケーションを取りながら、大変優しく丁寧な対応をされています。利用者さんは、商品を選んだり、買物をしに集まってきた近所の人とおしゃべりをしたりと、元気づくりにも一役買っていると感じました。

この移動販売車事業を一日でも長く続けてもらいたいので、一人で何らかの課題を抱えて行き詰まることなどないように、今後も現況の聞き取りなどをよろしく願います。

それでは、次の質問、税金の滞納額を減らすための対策をに移ります。

税金は、様々な事業を実施する上で重要な財源になります。よりよい行政サービスを提供するためには、少しでも多くの自主財源を確保することが大切です。税の公平性を保つためにも、滞納の累積化、長期化を防ぎ、滞納残高を減らすためのさらなる対策を講じるべきではないかという考えの下、何点か質問いたします。

まず、過去3年間の村税、一般会計及び特別会計の国民健康保険税の滞納額を伺います。

また、令和2年度については、税目ごとの金額と件数をお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 2番議員さんにお答えをさせていただきます。

村税及び国民健康保険税の滞納額ということでございますが、平成30年度につきまして村税の滞納額は8,083万1,000円、国民健康保険税の滞納額が7,659万7,000円、合計で1億5,742万8,000円。令和元年度については、村税の滞納額7,562万6,000円、国民健康保険税の滞納額が7,647万1,000円、合計で1億5,209万7,000円でございます。

令和2年度につきましては、税目ごとということでございますので、村税について、個人の村民税については滞納額3,620万7,000円、法人村民税について52万4,000円、固定資産税について3,483万9,000円、軽自動車税について60万2,000円、村税の滞納額の合計が7,217万2,000円。国民健康保険税の滞納額が7,273万7,000円、合計で1億4,490万9,000円となっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 税目ごとの金額と件数をお伺いしたいのですが、件数のほうをよろしく願います。

○議長（菊地利勝） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 大変申し訳ございませんでした。

件数のほうでございますが、個人の村民税については特別徴収が15社74件、普通徴収においては148名の769件、法人村民税については7社7件、固定資産税

については207名、2,162件、軽自動車税については37名、77件、国民健康保険税については201名、2,652件。

なお、人数に関しましては、現年分と滞納分でダブリで計算しておりますので、膨らんでいる数字になってございますので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） ただいま過去3年間の滞納額をお聞きしました。

滞納の合計額では、年度ごとに少しずつ減少してきていることが分かりました。職員の皆さんが一生懸命収納率の向上に努力されている結果だと思えます。

しかし、依然としていまだ大きな滞納額が残っております。特に、個人村民税、固定資産税、国民健康保険税の額が多いです。滞納額を減少させるためには、まず新たな滞納者を出さないこと、現年分の収納率を100%に近づける、また複数年滞納者から納付してもらうことが必要になります。

新たな滞納者を出さないための対策や複数年滞納者への対策として、具体的にどのようなことを行ってきたのかを伺います。

○議長（菊地利勝） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 2番議員さんにお答えをさせていただきます。

まず、対策でございますが、何度か申し上げますとおり、納期限後20日以内に督促状を出して、そこから10日経過すれば滞納処分に移行できるというのが地方税法の規定でございます。

具体的に今までやってきましたのは、督促状につきましては、当然、法の定めに伴って執行してございます。それでも納付されない方につきましては、催告書を発布すると。この催告書については、財産調査、差押えの予告を含んでいるものでございます。

次に財産調査、これにつきましては、不動産の所有状況、預金の状況、給与の状況、年金の状況、あと動産等でございます。

あとは、滞納者に対する納付交渉の中で、分納とかあるわけですがけれども、差押えについては、差し押さえる財産が見つかった場合は躊躇せず、実際やっているところでございます。不動産の差押え、あと預金の差押え、給与につきましては、以前はなかなか社会的な体面維持、そういった観点から悪質な滞納者以外は消極的に運用してきたところでございますが、ここ二、三年は給与差押えというのはかなり有効な処分でございますので、給与調査を実施しまして、事業主の了解を得た上で、給与の差押えをやっているところでございます。

あとは、声かけとしまして、うっかり納付忘れとか、そのうち納付と考えている納税者もいらっしゃるようです。そういった場合は、訪問や電話により納税を促しているところでございます。

また、滞納額が多額の場合で、滞納額の解消になかなかつながらないといった場合については、具体的な納付計画、私どもで作成をしまして、納付交渉を行っております。

す。中には、家族構成、収入状況等によりまして、家庭内で相談していただいて、滞納額の解消につながったケースもございます。

あとは、国民健康保険税につきましては、短期保険証の扱いをすることによって、定期的な来庁を促し、その場で納付交渉を行っている。あとは、就労状況とかそういったものをお伺いして、納付につなげている。

あとは、村県民税につきましては、納付に応じない滞納者につきましては、県北地方振興局の県税部による直接収納を実施しております。徴収担当が村の担当者から県に替わることによりまして、差押え等の強制徴収や分納の自主納付につなげているところがございます。

また、滞納者の中で、催促等の決まり文句を送りましても効き目がない場合、こういった場合は規則等によらない納付依頼の文書を作成して定期的、継続的に訪問して納付交渉を行っているケースがございます。

また、亡き相続財産、いわゆる負債が多くて相続放棄を行ったとか、子どもさんがいないとか、そういった方については、固定資産税とかにおいてなんですけど、亡くなった状態でも、亡き方を、私人ではなく法人という位置づけになりまして、課税が止まらないということになってございます。そういった場合は、裁判所に亡き相続財産管理人選任申立てを行いまして、管理人、いわゆる弁護士の管理の下、財産の処分を行って完納に至ったというケースも1件ございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 詳細にお答えいただき、ありがとうございます。

次に質問しようと思っていたところまで答えていただいたように思います。

様々な対応をされている差押えや納付交渉、また県にお願いするなどということですが、少ない金額でも一度差押えをすることで時効による不納欠損にならないようにし、その後3年間で新たに差し押さえる財産がない場合は不納欠損とするという説明を、昨年3月の総務文教分科会でお聞きしました。時効にならないよう差押えを繰り返すことで、滞納の累積化、長期化が進むことになってしまうのではないのでしょうか。

納税義務者がお亡くなりになってしまった場合や、固定資産の相続放棄などの場合の対応も今ほど答えていただきましたが、長期化、累積化が進むことにつながるのではないかと思います。この点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（菊地利勝） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 2番議員さんにお答えをさせていただきます。

実際、財産調査を行って、その方の通帳が例えば見つかったと。動いている形跡があるということは、何かしらお金の出し入れがあるというのを私どもが発見した場合は、やはりすぐに執行停止を行って、3年で欠損というわけにはいきません。それは、やはり皆さんも納得いかない状況ではなかろうかと。でありますので、例えば財産がないということで、それを分かって滞納処分の執行停止をしたと。その間、調査をして何もなければ、やはり3年経過後に不納欠損ということになる場合もありますし、

途中で財産が見つければ、執行停止を解除しまして差押えをすると。そうすると、またそこから、いわゆる始まるという形になってございます。

あとは、亡き財産の関係でございますが、亡き財産につきましては、あくまでも村が裁判所に申立てを行います。そうすると、費用負担は村になります。依頼する場合は、いわゆる処分財産で弁護士費用、その管理人の費用を賄われるだけの換価、利益がなければ、やっぱり委託をできないと。いわゆる10万、20万の滞納税があった亡き財産を処分するときに、50万、100万という村で弁護士費用を肩代わりするわけにはいきませんので、そういった部分については今後の課題ではなからうかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 勉強不足ですが、なかなか複雑な仕組みがあるということが分かりました。

何年にもわたって滞納している場合、延滞金が本税を上回り大きな金額になってしまっているケースもあるのではないのでしょうか。

このようなケースは何件くらいあるのでしょうか。また、現在、差押えは何件ぐらい実施しているのかを伺います。

○議長（菊地利勝） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 2番議員さんにお答えをさせていただきます。

差押えの累計については、ちょっと今、手元にはございませんけれども、令和2年度に関しては31件。その年度、年度で申し上げますが、令和元年度で45件、平成30年度、ちょっと前に戻るような形ですが24件、平成29年度が49件。その年度、その年度で新たな差押えが必要な場合は、差押えを解除した上で、さらに滞納税を加えて差押えをするというふうなことでやってございます。

あと、本税よりも延滞金が上回っているケースでございますが、今、詳細に数字は持ってはございませんが、大口滞納者が約40名います。そのうちの約半数程度については、本税を上回る延滞金が既に発生しているというふうにご理解をいただけるかと思えます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） いずれにしても、滞納者を出さないために、また滞納者に対する納税意識の高揚を図るために、早い段階での対応が重要だと思います。

村では、税金滞納者が村から転出した場合の追跡調査や実態調査を民間の債権回収会社であるサービサーに依頼しているということですが、サービサーを導入してからの実績についてお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 2番議員さんにお答えをさせていただきます。

サービサーを導入してからの実績ということでございます。

令和元年度から3か年実施しましたが、27人を調査しました。そのうち、居住実態が確認できた方が12名、居住実態が確認できなかった方、これが16名でございます。居住実態が確認できた方で、自主納付による完納につながった方が2名、自主納付継続中が1名、自主納付の申出があったのですが納付がないという方が1名、滞納処分の執行を停止した方が1名、いわゆる押さえる財産も何もないという方です。欠損処理をした方が2名、通知を投函するも連絡がない方が5名でございます。

居住実態が確認できなかった方の納付状況でございますが、その後連絡がつき、自主納付による完納に至った方が3名、給与差押えに踏み切った方で完納された方が1名、分納中の方が1名、あと県による直接徴収に移行しまして、県のほうで担当していただいているのが4名、滞納処分の執行を停止した方が5名、欠損処理をした方が2名というようなことになってございます。

以上から、納付につながった方が8名、執行停止、またはその検討中の方が6名、欠損処理が4名、財産等の調査を継続中の方が9名というような状況になってございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） サービサーへの業務委託料はどのぐらいかかっているのかをお尋ねいたします。

○議長（菊地利勝） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 2番議員さんにお答えをさせていただきます。

1件7,000円程度だったと考えておりますが、ちょっとお待ちください。

1件7,000円プラス消費税で1件7,700円。年に7万7,000円の委託料を支払ってございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） サービサーの導入により納付が完納された方、また分納されている方、やむを得ず欠損処理をされた方などいろいろありますが、一定の効果は得られていると思います。

税金の滞納問題は、全国的にそれぞれの自治体の大きな課題となっているのが現状です。滞納者の中には、納めたくても納めることが困難な場合と納付能力があるが支払う意思がない場合の二通りあると思われれます。一つ一つのケースの実態を再検討されて、どうしても支払いが困難な困窮世帯の場合は、憲法で保障されている生存権を侵すわけにはいきませんので、福祉に相談するようアドバイスするなどし、納付能力のある方に対しては、期限内に納付している方との公平性を欠くことにならないよう、もっと積極的に徴収するべきだと思います。

これまでも、かなりご苦労されて徴収努力しているのは承知しておりますが、滞納額を大幅に減らすためにやり方を少し変えていくことが必要なのではないのでしょうか。

例えば、地縁的なつながりにより担当職員と住民の関係性が密接なゆえに、本来対

応すべき債権回収業務について消極的になりかねない場合は、民間の債権回収会社に委託する、職員を1人増やす、税務課内に債権回収対策係を設置するなどして、まずは億を超える滞納額を半分にすることを目標に、頑張っていたきたいと思います。それが、財源の確保と公平性の確保につながると思います。

最後に、これら滞納の現状と滞納額の縮減対策について、村長の考えをお聞かせ願います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 2番議員さんにお答えいたします。

今、課長が述べましたように本当に滞納の額、いろんな事情があつて滞納になっているわけですが、最大限の努力をして徴収をしていること、当然認めていただいていると思いますが、これが大都市の場合は、すぐに強制的に家屋敷、田畑、土地を差押えをして、競売にかけるということはできるかもしれませんが、こういう小さな市町村の場合には、できる限り昔から大玉を支えている住民の方については、少しずつでも納めていただいて、そういう土地を競売にかけたり、家を競売にかけたりして、はっきり言えば路頭に迷うこととなりますので、そういうことを避けているという部分は、当然ご理解いただけると思います。

これは何十年の累積ですので、金額だけ見ますと大変多いのですが、時効を中断しながら積み上がってきたものですので、現年分についてはかなり努力をして滞納を減らすということをやっておりますので。これからも、先ほど課長が言いましたように大口の方が40名いて、滞納額が上回っているという方が20名程度いるということですので、その分を除きますと人数、金額としては、人数的にはそんなには多くはないというふうに感じておりますので、これからその大口の部分については、かなり努力をしております。分納していただくんですけども、それを上回って課税がされますので、積み上がってってしまうという事情がありますが、今言われたように財源の確保、公平性の確保という面では、滞納というのは許されるものではありませんので、できる限り頑張って徴収してまいりたいと思います。ただ、住民の生活と、先ほど議員さんが言いましたように、それぞれの生活もございますので、その辺はしっかりと捉えながら進めていきたいと思つています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） ありがとうございます。

簡単に解決できる問題ではございませんが、今後は大口にならるように、そここのころに一番力を注ぐということで、今後もよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（菊地利勝） 以上で、2番渡邊啓子君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前10時55分といたします。

（午前10時38分）



○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前10時55分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 11押山義則君より通告がありました「新年度にあたり、行政の課題を検証する」ほか1件の質問を許します。11番。

○11番（押山義則） 議長の許可をいただきまして、令和4年3月議会一般質問を行います。

まず、世界を震撼させたロシアによるウクライナへの軍事の侵攻、双方に多数の犠牲者がありますこと大変痛ましく、一日も早い終息と平和を願うものであります。

さて、年頭の広報に村長から「活力ある村づくり」と題して挨拶がございました。

村長が申される村民が主役の住んでよかったと思える村づくりの実現、そして議長から動く議会を目指すこと、村の発展を願うそれぞれの心強い気構えが示されました。一議員として、共に実現に向けて全力を尽くしてまいりたいと申し上げ、質問に入ります。

今回は、新年度にあたりまして、行政に課せられた課題を検証するとして、何点か伺ってまいります。

先頃、第5次大玉村総合振興計画の冊子が村民各戸に配付されました。

村の方向性、計画の理念を広く村民の皆さんに理解していただく機会、手法として評価申し上げたいと思うところであります。

まず伺います。

村内各戸に配布された意図、それから配布の意義と目的を費用対効果を含めましてお聞かせ願います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

今回、配布をさせていただきました第五次大玉村総合振興計画の関係でございますけれども、本計画につきましては今後10年間、大玉村をどのような村にしていくのか、そのために誰が、どのようなことをしていくのかを総合的、体系的にまとめたものでございまして、村の最上位計画という位置づけでございます。

村としましては、住民の皆さんや事業者の皆さん、各種団体、そして行政などが、多様な主体が目標を共有しまして、みんなで村づくりに取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

そのため、いつでも、どこでも手に取って読むことができる冊子としまして配布をさせていただきましたので、その意義は大きいものというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 近頃のコロナ禍もありまして、部落懇談会も開けません。

この4月からは、後の質問でも触れますが、18歳成人として若い方々の村政への理解も課題の一つであり、冊子の活用は実にタイムリーな施策展開と考えます。

ですが、強いて申し上げますと、配布の際に活用の案内と申しますか、配布の目的も文書の添付をされてほしかったなと思っております。編集に努力された計画書とは評価いたしますが、活用の在り方を今後とも、これからでも検討願えればと思っております。そのことも含めまして費用対効果と申し上げました。

改めて、村長にそういう取組について伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えいたします。

以前は、総合振興計画については概要版ということで、冊子ではなく概要を記載したものを配布しておりました。ただ、10年前の第4次のときから印刷した冊子を配るようになりました。今回は2回目ということになるわけですが。

今、言われましたように、配って終わりということではなくて、役場庁内でもSDGsの考え方を今回取り入れましたので、そういう面でこの総合振興計画を常に手に取って事業展開するよにということ、現年度、令和3年度からは、発議書にそのSDGsの何に該当するものなのかということに記載しながら発議をしておりますが、令和4年度からは、総合振興計画のどの部分の事業だということを明示をして事業展開するよにということ、これをしっかりと踏まえながら事業展開することに、庁内でもそのよにする予定でありますし、村民に対しては、事あるごとに振興計画のどの部分ということをお知らせをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 議会も、小学生でも理解できる村政の実現を目指しております。そのような優しい行政であってほしいと考えます。ぜひとも有効活用をされることを願っております。

次に、大玉村のデジタルトランスフォーメーション推進計画の取組状況について伺います。

まず、マイナンバーカード活用によるオンライン行政手続への移行について、マイナンバーカードの普及状況と自治体としての情報システムの標準化、併せて共通化に向けての具体的な進捗状況を伺います。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

マイナンバーカードの普及状況でございますが、直近の令和4年2月20日現在のマイナンバーカードの交付枚数は2,509枚で、普及率は28.6%となっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

システムの標準化関係でございます。

これにつきましては、一昨年ガイドラインが示された以降、昨年につきましては

7月になりますが、総務省におきまして自治体情報システムの標準化、共通化に係る手順書が示されております。これに基づきまして、現在作業を進めているところでございます。

具体的には、今年度は体制整備の立ち上げの年になります。

これは初期の段階でございまして、実際の標準化、共通化対象業務の担当者の選任、そういったものを行ってきたところでございます。また、国が示します19種の標準化対象事務の標準化準拠システム、この開発に当たりましては、システム開発業者、これは実際、庁内の各システムを担当しますのが株式会社TKCでございますけれども、この業者のほうで進めているところでございます。

このため、令和4年度から順次、こういったシステム運用に向けて協議を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 国のホームページなどでは、令和4年中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、国として対応、そして必要な財政支援も行うとあるんでありますが、村として具体的な工程表はできているのか確認しておきます。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えいたします。

令和4年度中の、マイナンバーの普及については、先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、あくまでも情報システムの標準化、これにつきましては、まだ国のほうでどういったシステムという具体的な提示がなされておられません。特にシステム関係につきましては、役場独自にできるものではございませんで、あくまでもシステムを運用、開発する業者が、国の仕様に準拠した形でシステムを変更していくという作業になってまいりますので、これにつきましては、本村でそういった運用委託をしておりますTKCとの協議を今後重ねていく必要がございますし、開発業者としましては、国からそういった仕様書の入手、そういったものがなされませんと着手できませんので、そういった国の動向も見極めながら協議を進めてまいりたいというふうにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 私自身も、なぜ行政がこのマイナンバーカードの普及を急がないのか、そういうのが理解に苦しんでいるところであります。

総務省などでは、もうすぐにでもいけるような、例えば健康保険証とか、様々な公共サービス、それから電子申請とか、そういうものが先走りしております。

国も一生懸命、それによるポイントの制度設定とか自治体ポイントによる活性化対策ですかね、そういうものも一生懸命やっているんですが、住民に伝わらない、そういう状況にちょっと疑念を持っております。

福島県などのデジタルトランスフォーメーションの推進の基本方針、先ほどちょっと部長からも説明がございましたが、まず村もそれなりに住民本位の行政とかサービスの提供ということで、オンライン化に伴うそれなりの利用を推進とかなんか、そういうものを結局、テレワークの推進とかまでありますが、併せてセキュリティー対策の徹底など、その辺が職員の皆さんの意識改革、その辺が十分なのか。

我々議会も同じようなことなんでありますが、そのような条件整備、現状とこれからの方向性をどのように考えておられるのか伺いたいんでありますが。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

②の質問の関係でよろしいでしょうか。

まず、今お話に出ましたとおり、テレワークの推進というふうに議員のほうからお話がございました。

これにつきましては、実際昨年、職員、大玉村庁内でも取組をさせていただきました。実態から申し上げますと、県でありましたり国、こういった機関におきましては、住民の方と接するということが少ない部署のほうが逆に多いと、出先機関を除きませんが。こういった場合につきましては、実際に自宅にいて、遠隔で事務を執るということは十分可能ではございますけれども、本村のような小規模自治体で、さらに住民の方と接する部署が多いと。こういう自治体においては、なかなかテレワークというのが難しい。実際取り組んだ中では、仕事にならなかったということで、中止をさせていただいた経過がございます。これは、自宅にいて遠隔で自分の机上にあるパソコンにアクセスをして業務をします。ただし、そこから印刷をした帳票類については、自宅では当然印刷できませんので、職場のプリンターに出される。これが通常の業務でございます。こういったものを私たちがやるにすれば、全く業務遂行はできないということになってまいります。これで、テレワークの推進というのは、私たちの小規模自治体ではなかなか難しいというのが実態でございます。

また、次のセキュリティー対策でございますけれども、これにつきましては、今現在のセキュリティーは県のクラウド、セキュリティーチェックを全て受けた上で外部との送受信を行うというシステムになっておりまして、これについては今のところは問題の発生はございません。最高レベルのセキュリティー対策を取っておりますし、一方、株式会社TKCのほうも最高レベルのセキュリティーを導入しておりますので、今現在の村のシステム上も問題の発生はないところでございます。

最後に、職員の意識の改革でございますけれども、これにつきましては、毎年eラーニングと言われるウェブ上の訓練と申しますか、そういった研修を受講義務づけをしております。これについてはセキュリティーの部門もありますし、個人情報の保護、そういったものを徹底するように取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 現状、ある程度理解いたしました。

このいわゆる情報通信の分野においては、今ブロードバンドやスマートフォンの普及などが求められております。そういう住民が利用しやすい環境づくり、そして行政もそれに伴って備えていく、そういう進め方、大変気になるところなんでありますが、大体现状は理解いたしました。

村も今の仕事の段階として、光ファイバーとかなんか、N T Tに移管されたようでございます。移管したことで、私の地域でもこれがなかなか取り入れることができない地域の住民もございまして、行政のほうと相談して急いで配線とかしてもらった経過もあるんでありますが、そういう住民サービスの変化とか、今回担当にちょっと伺いたいんでありますが、光ファイバー移設とかに伴う環境づくりについて問題点とかなかったどうか、改めて確認しておきたいのですが。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

ご存じのとおり、光ファイバー網につきましては、N T Tのほうに無償譲渡させていただきました。

これは、以前からご説明申し上げておりますとおり、村が所有している限り維持管理費は当然村ということで、光ファイバー網の当時の耐用年数ということでいきますと、20年くらいというふうに言われておりましたけれども、敷設から間もなく10年経過をいたします。震災の年でしたので、11年ですか。今後、七、八年の経過の中で敷設外ということになりますと当然、当初2億、3億近い金がかかりましたので、それ以上の費用が発生してまいりまして、当然補助がございませんので、村の負担ということで移管をさせていただきました。

こういった移管に当たります問題とか障害関係については、特にございませんでした。N T Tにつきましても、県内では2番目ということで、いろいろ先進的な事例にしたいということで、時間はかなりかかりました。N T T側もかなり慎重になって、譲渡の条件であったり、契約関係の譲渡契約書、そういったものも慎重にやっていた関係で、2月ということに若干経過はしましたけれども、その間の問題、今後の問題についても特に発生の見込みはなく、無事譲渡させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

このことについては、光ファイバー網の光通信なんか取り入れる際に、配線容量不足ということでなかなかできない方とかもありましたので、今回当局に対応していただき、そういう不安の解消はしていただいたんでありますが、全域でそういうことはないのか気になりましたもので、質問いたしました。

教育委員会に通告してありますが、教育分野でちょっと改めて伺います。

このコロナの影響などで、I T化が急激に進化いたしました。

そこで伺いたいんでありますが、I T化が進んだことで児童生徒の反応はどのような

か。そしてまた、先生方の対応は万全なのか。そして先頃、教育委員会より広島派遣事業報告やコミュニティー広場の動画配信でQRコードによる視聴案内がございました。成果など確認できておれば伺いたいんでありますが。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 11番議員さんにお答えをいたします。

GIGAスクール構想というものがあまして、令和3年度から全国的に取り入れられました。1人1台タブレットというようなことで導入しまして、これの活用の在り方ということで、教育委員会の教育環境の改善というふうなことで取り組んできました。

使ってみての子どもたちの反応ですが、特に低学年の子どもたちは非常に反応がよく、非常に効果があったということで、非常に学習に対する興味関心とか、それから課題意識とか、これを使うことによってさらに高まってきたなというふうなことで、そういったことに捉えております。

それから、いろいろ使い方が多岐にわたるんですけども、国のほうで言っていることは、タブレットというのは目的じゃなくて道具として使えと、学習用具として使えということで、確かにそうだと思うんですけども、そういった使い方をするによって、子どもたちが調べ学習をしたり、そんなことについて、かなり自分から工夫して学習に取り組んでいるというような、そういう状況であります。

それから、先生方なんですけれども、これを使うことによって、これのよさというのですかね、今までもやっていたんですけども、全ての先生方がそういったことに使い慣れているということがなかったものですから、これは個人差はあるんですけども、先生方も有効性というのですか、そのことについて徐々にその意識が高まってきて、研修意欲も高まってきたと、そんなふうに受け止めております。

うちのほう、ICT支援員という、指導主事という形で専門的にやった先生に入ってもらいまして、週に1回以上、各学校を回っていただいて子どもたちの様子を見たり、あるいは先生方のニーズに応じた形で個別に対応しておりますので、そういった点では非常にきめ細やかな対応ができているなど、そんなふうに捉えております。

ただ大事なことは、これが全て万能ではないということですね。ですからこの予算を取り入れながら、あとは今まであった授業、対面授業という言葉で言っているんですけども、普通の授業、それをうまく組み合わせ、ハイブリッド型というようなことで言っているんですけども、そういったことを推し進めていくということが、これからの課題ではないかと、そんなふうに捉えております。

それから、広島派遣の報告会ができませんでした。それから、非常に大事にしておりましたコミュニティー広場、これもできませんでしたので、動画配信というような形でやらさせていただきました。私も見させてもらったんですけども、挨拶の中でも述べたんですけども、繰り返しあれを視聴できるということ、それから多くの人に見てもらえるというようなこと、ですから、直接報告会はできなかつたんですけども、そういう面でメリットがあつて、新しい方法だなというふうに思っております。

ですから、必要に応じて、ああいった形での方法を使いながら、子どもたちの教育活動を多くの村民の人たちに知ってもらう一つの有効な方法なのかなと、そんなふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

教育分野ではハイブリッド型、初めて伺いましたが、順調にしているということで、大変いいことだと思います。

また、今回の視聴案内、私も拝見させていただきました。ただ、本音としては、努力は大変認めるんでありますが、ちょっと課題も感じられました。難しいかもしれないのですが、プロフェッショナル化といいますか、それがもう少しああいうものには求められるのではないかなと思います。さらに研究を願いたいと思います。

村長にちょっと質問をさせていただきたいのですが、時代の流れとはいえこのデジタル化の加速は私どもの年代にはいささかちょっと厳しいというか、むなしい感じがいたします。立場的には理解しなければならぬんでありますが、デジタル基盤の整備とか、デジタル人材の育成とか、確保とか、それから教育、防災、これから遠隔医療とか、はたまたスマート農業など様々な領域でのデジタル化、さらにはデジタル活用によるある意味で住民に対する公平化の実現が求められます。

実態としては、今ほど説明がありましたように大変難しいんでありますが、地方創生の流れはそのデジタル活用による多様な働き方とか、暮らし方とか、その可能性を求める、進めるということで認識されておられます。

改めて、大玉村の進める村づくりの基本方針とデジタルトランスフォーメーションのマッチングというか、村長、そういうものをどのように考えておられるのか、お聞かせ願えればお願いしたいんですが。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えをいたします。

我々が若いときには、こういうパタパタ計算機が大変先進的なデジタル機器だったわけですが、今は完全にデジタル化が進みまして、行政の中でもコンピューターを使って業務を行うということ、これも当然デジタル化の一環でございます。

我々の生活では、意識していない普通の中にもう既にデジタル化が浸透していますので、これを抜きにしては国民生活、我々の生活もあり得ないという状態になってきているわけですが、行政として使う場合は、やはりAIの活用、例えば保育所に入る場合にその判定をAIにやらせるということは大きい市町村では出ているわけですが、それを120人規模で毎年申込を受けてやる場合の、そういうAIを使った場合の費用と、それから人がやった場合の時間的なものを考えますと、やはりこういう小さい市町村の場合には、そこの点をよく考えながらデジタル化、DXを進めていかないと、費用対効果の関係で、大変支出が多くて利益が少ないということにもなりかねないので、これからはそこの見極めを行政としてもしっかりとやっていきたいと。

進めるべきもの、やることによって前に進めるものについては積極的に取り組んでまいります。全てAIなりDXで受け入れるということは、その都度その都度よく検討しながら進めていきたいと。ただ、将来的にはこれは費用も下がるでしょうし、その方向に進んでいくことは間違いのないことだというふうには感じております。そのためには、それを使う職員のスキルアップも当然考えながら進んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

それぞれメリット、デメリットもあって大変だと思っておりますが、しっかり一生懸命意識改革も含めて取り組んでいただきたいと思います。

次に、ウィズコロナに向けての対応ということで伺います。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、村内でも生活様式や企業活動が大きく変化しております。

過日の村長の挨拶で、村内の子どもの出生数の大幅に減少したと言っておられました。大玉村の一番の売りは村内人口の増加と子どもの出生率の高さと理解しておりました。減少の要因はコロナに尽きると考えるのでありますが、ある意味でこの社会変革が起ころうとしているこの状況、行政としてこのことをどう捉えておられるのか気になるところであります。

私は早速のこれに対する対応の必要性を感じております。子育て支援、それから教育環境の充実、それから成長分野への支援、これをしっかり取り組んで大玉村を内外にアピールしていく姿勢を求めたいと思います。

時代の変化といいますか、この変化を新たな仕組みづくりや価値観の創造といいますか、そういうつなぐ施策、政策の具現化、ウィズコロナ、アフターコロナ、それを念頭に、どのようなことを考えられるのか伺っておきたいのですが、難しいですかね。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

出生率が2019年、99名の方が、出生がありました。これに子どもの転入も入りましたので100人を超す子どもたちが入ってきたわけですが、2020年、2021年とコロナの関係がある程度顕在化した影響が出たところから、出生率が下がってきております。2021年、去年の1月から12月までにもやはり二、三割、子どもの数が減っております。今まで少なくとも80名は出生していたわけですが、最高に出生率が伸びたところでコロナが入りましたので、ただこれはある程度考えると一過性のものだと。アフターコロナでコロナが落ち着けば、今子どもをつくることを少しためらった方たちが、出産に向かうんじゃないかという期待をしているところですので、この出生による人口減少は一時的なものだというふうには考えてはおりますが、ただ日本全体、福島県全体、各市町村全部が下がっているときに、大玉村だけが伸び続けるということはありませんので、当然今から減少、横ばい、人口減少、子ど

もの数の減少ということを見通しながら、今政策をつくって、いろんな政策に取り組んでいるところですので、当然これを緩やかな減少で抑えなければいけないというふうに考えております。

保育所の保育料無料化とか、子どもの対応をいろいろとさせていただいているわけですが、その他定住化政策として、村外、県外から入られた建築された方に対する助成とか、本当にできる限り広範囲にそういう支援をしていきたい。そこだけではなくて、やっぱり住んでいる村の人たちに満足をしていただかないと、これは本末転倒になりますので、それに対する対応もしっかりと政策的に取っていきたいというふうに考えて、令和4年度の予算はそういうことを考えながら、視野に入れながら編成をしたところでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

村長がおっしゃるとおり、国内でも長年にわたる就職氷河期といいますか、それから非正規雇用とか、はたまた世の中だとひきこもり、コロナのせいもあるのかもしれませんが、そういう問題とか、一番は結婚しない若者の増加とか、生活や教育環境の中での格差解消、その実現を目指して、国も大改革プランという言葉を使って対策を講じているのですが、結論的には一向に進まず、ますます進む状況なのかなと。少子化、人口減少であります。さらに経済の低迷、それも併せて、国としては喫緊の課題なのかなと捉えております。

大玉村、これから子育て支援センターの建設や農業振興公社の創設など、村の方向性を示す施策が山積しております。施策の充実を願ひまして、ウィズコロナ、ポストコロナ時代を生き抜く、そして勝ち抜く施策展開を願っております。

次に、やさしい相談窓口の設置をと通告を申し上げました。

ウィズコロナに取り組むに当たりまして、これまでの行政のコロナ対策を振り返って、各種相談窓口の充実の必要性をいささか感じました。

これまでの取組を決して否定するものではありませんが、デジタル化時代に合った、例えば社協などを含めた官民連携も視野にした、改めて大玉村らしい各種相談窓口の構築、村民本位のそういう各種相談窓口を願うものであります。

願うのは各種窓口の一本化ということを考えられないかとことごとでございます。そういう意味で、村の考え方を伺いたいんであります。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えいたします。

窓口の一本化ということでございますが、過去に総合窓口を住民課に設置したことがございましたが、やはりこの小さな村ですので、10メートルも行かないところにそれぞれの課がございますので、結局窓口でその課を案内していくということで、総合案内窓口で処理することはやはり専門性の問題からいっても難しいので、それぞれの窓口で、しっかりと住民に対応するようというふうになって変わって、総合窓口が廃止

されたという経過がございます。

それからあと、保健センターに用事がある場合には、直接行っていただいてもいいんですが、窓口に来て聞かれた場合は、保健センターから職員が来るようにしておりますし、分庁舎の場合には、行けない方はあまり来られませんが、すぐ後ろにありますので、そちらのほうに行っていただいたりということで、なかなか総合窓口というのは、案内に終わってしまうということもございますので、その部分については今の住民課の窓口職員が同じような対応をしているということですので、この小規模の場合には、それが現実的かなというふうに考えております。

それからもう一点は、総合窓口の関係で、先ほど福祉関係とかという話がありましたが、4月から非常勤ですが、福祉相談員を1名保健センターに配置をして、いろんな相談にのれる体制はつくりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 丁寧に説明ありがとうございました。

役場の構造なども現状は理解しておりますが、新しく来た住民などからは、何か所も歩かなきゃならないというふうなそういう苦情も耳に入ったものがありますから、そういう意味で窓口の一本化はできないかということで質問を設定いたしました。今後とも、そういった意味で、さらなる研究を願いたいと思っております。

次に、18歳成人に対する行政の取組ということで伺います。

この4月から18歳成人として相對することになりました。あまり議論のない中で、何年か前に18歳成人と認めることが定められ、既に選挙権とか国民投票権は実行されております。

国際的環境では、OACD加盟30か国のうち20歳成人は日本のみということで、これまでありました。隣の韓国は19歳なんではありますが、世界の中では18歳成人ということは少年兵士としての定めのある成人年齢引下げなどと、そういうのが主流だと、そういう見方がされておられます。

ある新聞社の調査では、この成人年齢18歳引下げ議論、実に日本国民の77%が知らないといったアンケート結果の中での、この4月からの実施であります。

質問の冒頭に伺いたいんでありますが、村長、そして教育的観点から教育長にそれぞれ伺いたいんでありますが、18歳成人年齢引下げ、既に決定施行される段階にあります。それぞれどのような受け止め方、見解であるのか伺いたいんであります。一般的には少子高齢化とか、働く人の減少とか、若者の社会参加、社会に活力を、活性化をさせるのが目的のようなことが言われておりますが、私自身の考えとしては、何をもって大人と考えるのか、そういうことを大変理解できないままの18歳成人であります。

答えられれば結構なんですが、それぞれお願いしたいんであります。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えいたします。

18歳成人については、決定までのプロセスでいろいろと議論をされてきておりますので、七十何%が分からないというのは、ちょっと私にとっては不思議な数字になっておりますが、これはただ、たばこは駄目だとか、お酒は駄目だとか。18歳になったら責任の取れる年齢ということで18歳というふうに決めたんだと思います。クレジットとか、そういうものも全部できる。結婚は18歳以上に統一するという事なんで。

ただ、責任を取れる18歳というふうに決めた割には、そういうものがまだ残っているという、ちょっと違和感がございますが、たばこ、酒を飲ませろというわけではなくて、責任という、一人前の大人だよ、成人だよということで、それでもなお制限されているものがあるというのは、どういう考えの下だったのかなというふうには、ちょっと考えたことはありますが、これは国が決めて制度化されたものですので、粛々とこれで行政は進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 11番議員さんにお答えいたします。

今ほど、村長が申し上げたのと同じ考えなんですけれども、国が決めたことに対して、私がどうのこうのということを申し上げる立場にはありません。

ただ、感想的に言いますと、かなり複雑になってきたなということと、あとそれから一番気になるのは、未成年者の取消権というのがあって、それが18歳に下がったことによって取消権がなくなるということ。その辺が私は非常に危惧するところです。

ただ、決まった以上は、そういったことを受け止めながら、我々がやっていくことについて、粛々とやっていくべきだと、そんなふう考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 難しい質問に丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

改めて伺います。

行政の対応として、18歳成人ということで、どのような内容に変わるのかということなんです。義務とか役割など社会の周知なども含めて関わる担当の皆さんに、この辺が変わるということ伺いたいであります。例えば18歳成人が関わられる行政の役職など、例えば区長とか、民生委員とか、そういうものが考えられる範囲で伺いたいであります。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

18歳成人となることで、行政手続におきましては、民法によりましてこれまで婚姻開始年齢が、男性が18歳、女性が16歳とされておりますが、このたびの法改正によりまして女性の婚姻開始年齢が18歳に引き上げられました。4月からは男女共に18歳に達しなければ結婚ができないということとなっておりますので、住民生活

課窓口では18歳からの婚姻届の受付ということになります。

そのほか、20歳以上とされておりました有効期限10年のパスポートの取得、それから民生委員さん、人権擁護委員さん、社会福祉主事の方の任用資格につきましても18歳以上に引き上げられるということになってございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 主なものを説明いただきましてありがとうございました。多少理解いたしました。

いろんな、例えば行政に関わる地域で決めるものもありますんで、そういうもので18歳成人といったことでどういうふうになるのか、そういったものを行政として村民に分かりやすい、そういうものが必要ではないかなと考えますんで。誰しもが民生委員が18歳になる、区長が18歳でできるなんてことも理解していないような気がしますんで、その辺の行政としての周知の仕方を考えていただきたいなと思うところであります。

次に、端的に伺いたいんでありますが、成人式を大玉村はどうするのかということでもあります。

20歳成人式を続けるなら成人式の意義はということで、そういうもので担当に、事務的なことでも結構です。成人式を大玉村ではどうするのかということを含めまして伺います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 11番議員さんにお答えいたします。

成人式の実施年齢でございますが、これは、従前どおり二十歳からというようなことで、昨年8月に教育委員会、それからその後、庁内の手続を経ましてそういう方向で決めました。

11月15日発行の広報おおたまでも、その旨をお伝えしております。したがって、従前どおりと。

参考までに申し上げますと、全国的にやっぱりこのことが大変大きな関心がありまして、全国調査があったんですけども、その中の97%が従前どおり、二十歳での成人式というふうになっております。

その理由でありますけれども、1つは先ほど来話題になっておりますけれども、酒とかたばことか競馬とか、そういったものは従前どおり二十歳であるというふうなこと、それが1つ。それからもう一つは、18歳を対象にした場合は、受験とか就職とか、そういったことで、非常に精神的に、あるいはまた金銭的に、そういった面で非常に負担がかかるのではないかとというようなこと。そういったことを考えまして、より参加していただきやすいようにということで、二十歳にいたしました。従前どおりにしました。

それから、もう一つ私が考えていますのは、大玉村の大きな特徴としまして、成人式と成人祭というのを一体にやっております。成人祭は、成人者の自主的な、自発的

なそういう企画運営によるものでありまして、このことが非常に私は意義あるものなのかなというふうに思っています。

そんなことも考えましたときに、二十歳、しかも夏というようなことで成人式を続けていきたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 成人式に向けての村の方向性を伺いました。よく理解いたしました。

さらに、教育長に伺いたいんですが、先ほどの質問と少しかぶる部分もあるんですが、18歳成人に向け、教育環境の中で、成人意識の拡充といいますか、心構えというか、教育段階での取組、これは高校では絶対必要だと思いますが、中学校なんかの中でも多少は必要性ありと考えるんですが、そういった意味での教育長の認識を伺っておきたいのですが。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 改めてお答えいたします。

先ほど私、申し上げたんですけれども、1番は未成年者の取消権といいますか、それが18歳に成人が下がったことによって、18歳以上の子がいろいろ契約した場合に、その契約が有効になってしまうんです。前は、それはそうではなかったんですけれども。そのことに鑑みまして、これは領域的には消費者教育と言うんですかね、そういったことについてさらにしっかりと小中学生の段階で指導しておく必要があるのかなと、そんなふうに思っております。

現に、中学校の家庭科等々で、このことに力を入れた指導をしております。そういったことに対する知的な理解、それから認識、そういったことをさらに充実させる必要があるのかなと、そんなふうに思っております。

それからもう一つは参政権、これはもう既に行使されていますけれども、行使されてもなかなか18歳、19歳の人たちの投票率があまり上がらないというような実態もありますので、これはまずは大人が模範を示すべきだとは思いますが、そういったことに対する参政権の意義というんですかね、それを中学校等で特にやっていく必要があると思います。

具体的にそういった取組を大玉中でやっているんですけれども、実際の選挙で使う投票箱を使ったり、それからそういうのを実際に使ってやっているということで、模擬的な意味があるんですけれども、そういったことをしながら具体的に参政権というのはどういうことなのかと、その意味と重要性、そんなことを中学校の段階からもしっかりと教えていく必要があるのかなと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

ぜひ教育分野の中でしっかりした取組をお願いしておきます。

次の質問に入ります。

12月議会、それから1月の全員協議会の中で、災害復旧事業の残土処分に関連して疑問点を伺ってまいりました。

処分先について改めて、碎石跡地の原状回復事業等と題して質問申し上げます。

この質問に取り組むに当たりまして、地域の安心・安全を守る観点から、様々な角度から私なりの調査研究をいたしました。その上で伺います。

碎石跡地の原状回復、これは採石法の基準で、碎石跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽をする。また、のり面は可能な限り緑化し、小さな段差や平坦な部分は必要に応じ客土なども行い植栽する。法律で原状回復が義務化されているとのことでもあります。森林法とか、それにおける開発行為の許可の条件整備の一文であります。

その上で、開発許可制度のフロー図と伺いますか、案内図の内容から見えるのは、碎石事業開発行為をしようとする際は、審査や現地調査の段階で関係自治体の長の意見聴取、いわゆる同意の必要が求められるとありますが、埋め戻しとか緑化などの原状回復行為、この事業には同意の必要が求められていない。実態が残土処分であろうが、埋め戻し、緑化事業の一端であると主張されると許可される、認可できる。

無論、期限などの条件は伴いますが、事業を正当化できる。いささか、碎石開始からの年月や放置された期間などのことも含め時間的なことでの違和感、疑問点はありましたが、私も調査するに当たり、一生懸命立場的に捉えたんでありますが、大変疑問点がありました。そして法律の怖さも感じました。

担当にここまで私の認識に間違いがないかどうか確認したいんでありますが、ただ、原状回復の条件整備とありますが、その中に森林の配置の基準とか自然斜面の設置の制限とか、同じく自然斜面の傾斜土の測定方法とか、それから一番大事な排水の技術的基準についてなど、回復行為の数値的なもの、事務というのはある程度伴いまして、現状復元期間の設計と併せて周辺地域の安心・安全は保たれると、そういう実感したんでありますが。

担当に改めて伺いたいんでありますが、これまでの私の認識、大雑把ではありますが、間違いがないかどうか確認しておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 11番議員さんにお答えいたします。

今ほどご質問のありました排水関係、のり勾配、あと埋め戻しに対する緑化の同意は要らない等でございますが、この辺は間違いのないと思います。

ただ、村のほうから申入れをして、この内容で申請書のほうも、のり勾配も、のり勾配は盛土になりますので1割8分と通常より緩い盛土の勾配、排水も設置してもらおうようにしております。小段も5メートルとできるだけ確保するように要望しております。その内容での許可申請になっております。40年前の案件なので、県のほうもなかなか書類が残っていないそうなので、また新たに村のほうから強く安全性、地元一番ということで要望したところです。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

これまでも環境保全係に対してはいろいろ申し上げました。地域の同意の必要性のあるなし、それから搬入道路の危険性、それから搬入土砂の内容点検云々と、求めるのは周辺地域の安心・安全なのであります。自然災害の頻発、多発する中、土砂流出のおそれとか、水処理とか、道路交通の安全、地域は大変不安がっております。

細かいことは申し上げませんが、事業の監視、監督管理は県が管轄であります。窓口の環境保全とか、それから防災担当、それから道路環境を管理する立場など、それぞれの立場から地域の安心・安全のため、現状把握と今後どのように取り組んでいけるのか改めて伺いたいのであります。

○議長（菊地利勝） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 11番議員さんにお答えいたします。

質問の確認のほう、関係地域の安全・安心の確保についてのご質問だと思います。

こちらのほうの答弁といたしましては、主たる課は環境保全課、これは今まで随分協議してきましたので、引き続き環境保全課が責任を持って実施していきたいと考えております。

定期的に現地確認を行いながら、必要に応じ、防災、道路状況等関係各課との情報共有を図りながら、横のつながりを密にし、地域の安心・安全に取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 国も盛土による被害対策強化に、盛土規制法ですか、この1日に閣議決定いたしました。

大雨など崩壊被害のおそれのある盛土の規制を強化するとのことではありますが、一番伺いたいのは、この盛土規制法で担当の皆さんに、これで地域が守れるのかと、そういう疑問というか、こういう投げかけをしたいところであります。

村長にも伺いたいんですが、約50万立米の土砂搬入が可能とも、現実には今の事業であります。県の認可がある事業であります。県の施工状況調査をしっかり見守るとともに、地域の安心・安全を最優先に村としても取り組み、強化をしてほしいと願うところであります。

そういった意味で、村長の一言が地域の安心の支えであります。改めて伺いたいんですが。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

この件については、許認可権が福島県のほうにあるということで、申請段階から県のほうとのやり取りで、ある程度事業認可が進んで、最終認可の前に村に対して意見を求めてきたということで、そのときにはいろんな、今、課長が言いましたような条件をつけました。止めることは法的には難しいと。難しいよりも、許認可が県ですの

で、できないと。

ですから、その安全確保がやっぱり一番、村としては重要ですので、水路の排水の関係とか、傾斜の関係とか、周辺住民に対する理解を得ることと説明すること、道路関係については壊れれば修復しなさいよと、そういう各種の条件を県のほうには出して、それについては分かりましたということで、最終的に県が認可をしたという流れの中ですが、やはり心配は尽きませんので、しっかりと定期的に巡回をして、今回の法改正によって、危険性があれば差止めができる。そして、1億円、何億円の過金が課されると。非常に厳しい法律基準になりましたので、それをしっかりと適用していただく、もしもの場合は。いざというときには、やはり村がしっかりと監視をすることによって、県のほうにその適用を求めることができるだろうというふうに考えていますので、しっかりと対応したいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 心強いご意見ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

追加質問でスマートインター設置の考え方を伺うと申し上げました。

施政方針でスマートインター設置に向けての取組が述べられました。「交通の利便性を高めるとともに、企業誘致や住宅誘導など、村の活性化のためのスマートインターチェンジの誘致」とあります。

既に検討業務のための予算化もされており、この上は明確なスマートインターの必要性、さらに事業展開の全体構想、それから整備の方向性、また日本で最も美しい村としての整合性、これらは説明する義務があると思います。村民、そして地域の皆様のご理解、それからご協力を願って、地域行政一丸となって取り組む必要があると私は考えます。

改めて、村長にその考え方と意気込みを伺いたいんでありますが。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

これについては、数年前からスマートインターを誘致したいということにお話をさせていただいて準備を進めてまいりました。

大玉村住宅政策、人口増対策を村の柱として進めて、長年、何十年にわたって進めてきたわけですが、その結果が今、人口を維持しているということになっておりますが、先ほど申し上げましたように、今の状況だと国・県、市町村、国自体、県自体、地域全体がもう人口減少の中で、大玉村だけが人口が増え続けるということはありません。やはり、それに人口増対策はしっかりと取りつつ、減少させない努力をしながら、また次の一手を考えなければいけないというふうになりますが、それは前から国土利用計画と総合振興計画の中で言っている国道4号沿線の村活性化のための利活用ということ、これは30年も前からうたっているわけですが、国道4号沿線の開発、沿道

サービスというのは、運送業とか、コンビニとかそういうものはできるんですが、製造業を呼ぶことができない。これは農振の関係でできない。

それで、国道沿線を何とか開発できないかということで、都市計画法、それから農工法、農地法、あらゆる法律を調べて、知事にもお願いし、何とかならないかということをやってきたんですが、農地法の壁は厚くそれができないということで、今でもまだ今の状況でございます。

村の財源確保、雇用確保、将来の存立のためには、どうしてもやはり企業誘致というのは欠かせないということで、駅の誘致についても、駅の設置についても検討しましたが、4号沿線に工場が並んで、住宅地が後ろにびっしりできて、市街地ができて初めて駅は可能だということですので、今、大玉駅を造ることは不可能ということでJRのほうに確認はしてありますので、これは何十年後先の話になってしまう。では、どうするんだという中で、スマートインターチェンジが今取り得る最良の方法かなということで数年前から始まりました。

過去に村民の方から、スマートインター誘致をすべきだという大きな声がありました。村で取り組むべきだというお話がありましたが、その時点では、大変設置に対するハードルが高かったんですね。インターチェンジとの距離とか、それから大型車が通れないとか、そういうものが過去にありましたので、それはちょっと無理だということで来ましたが、かなりスマートインターチェンジの設置についての基準が緩やかになってきました。既存のインターから3キロ離れていれば設置は可能ということ、それから大型車も今は通れるというふうになりましたので、大変設置についての可能性が出てきたということになりますので、それをぜひ誘致を図って、起爆剤として進めていきたいというふうに考えております。

そのためにはやはり企業誘致、その次に来るのは企業誘致になりますので、今の現状についてと今後のスケジュールについては、担当のほうから後で説明させますが、可能性が出てくればある程度、村としても企業誘致のための工業団地、大きなものは無理ですが、小さいものから順々に工業団地、もしくはオーダーメイド方式等で企業誘致のための準備に入りたいと考えています。

それから、人流、人の流れが大きくなります。そうすれば、今の産業振興センターを中心として、もう少し道の駅的なそういう観光、それから人の流れに対応できるような施設の拡充ということも、当然考えなければいけないと。結果として住宅も増えるだろうというふうに期待をしておりますので、今、大玉が体的に取り得るそういう財源とか、物を確保できる方法としては、スマートインターチェンジが最良の方法であるということで、今進めさせていただいているところでございます。

あと、現状については、担当のほうから説明をさせます。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答え申し上げます。

スマートインターチェンジの誘致の現状でありますけれども、昨年12月15日に

国と県、それから東日本高速道路株式会社及び村をメンバーとする勉強会をスタートさせまして、1回目の会合を行ったところでございます。2回目の会議は3月17日の開催を予定しているところでございます。

この勉強会と申しますのは、国による準備段階調査、いわゆる国の直轄調査に至る前の非公式の会合でございまして、この中で今、その大玉スマートインターチェンジの必要性でありますとか、それから全体構想等々について議論がなされていくところでございます。

村といたしましては、当面この勉強会を通じて事業の熟度を上げ、国による直轄調査、準備段階調査を目指していくというのが現段階でございます。これが、やはり国にその必要ありと、十分にスマートインターチェンジを開設しても採算、利用の増が見込める、これは近隣の本宮インター、二本松インターと合わせて、それを3つに割って同じであれば、これは意味がないわけで、大玉インターによってどれだけ純粋な増加が図れるかというふうな点が最も重要になってくるかというところで、現在村としてはその必要性、今、村長からお話がありましたように企業誘致でありますとか、人流の増加、そういったことによって、どういうふうに効果が出てくるのかということについて、勉強会を通じて訴えてまいりたいという段階でございます。

この後、準備段階調査に入りまして、順調にその必要性が認められれば、その後で国による事業認可、それから高速道路に対する接道の許可というふうな段階に進んでいくところでございます。

したがいまして、現在の全体整備の方向性等につきましては、まだまだ未確定な部分がございますので、これにつきましては公表できる段階になりましたならば、速やかに皆様にお知らせをしたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

村長からは、規制誘導方策といいますか、そういうものを考察されての考え方を伺いました。それで、規制を突破していただくと。そういった意味で大玉スマートインター、これが実現すれば東北道と4号線、本線と幹線道路がアクセスできる本線直結型のスマートインターと言うんですか、そういう意味で大きな役割を果たせるのではないかと考えますが、この上は、せっかく着工するんで実現目指するんでありますから、周辺地域の活性化、そして地域の利便性を確保しつつ、事業の採算性の確保、これを両立させて、より身近で便利な使いやすい高速道路の整備実現といいますか、それを願いたいと思います。

このコロナ禍による影響、いろいろ申し上げましたが、農業公社の設立の説明会もペーパー対応となってしまいました。せっかくの村民の生の声を期待したんでありますが残念であります。私どもの一生懸命やっている元気づくりシステムも今のところお休みであります。コロナ疲れといいますか、村民一人一人がそれぞれ疲弊しております。そして、地域もコミュニティーの維持に大変苦勞しております。脱コロナに

向けて行政に課せられた課題は大変と思います。新年度に向かって村長はじめ職員の皆さん、一丸となってこの脱コロナからの村づくりに頑張ってくださいと思います。

議会も議長のおっしゃる動く議会を目指して新たな覚悟で臨みます。それぞれに大きな期待を申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、11番押山義則君の一般質問を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

（午後0時07分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 7番鈴木康広君より通告がありました「濃厚接触者の自宅待機時の支援を求める」ほか1件の質問を許します。7番。

○7番（鈴木康広） 7番鈴木康広です。

議長の許可をいただきましたので、「濃厚接触者の自宅待機時の支援を求める」ほか1件の質問を行います。

質問に先立ちまして、なぜ今回の質問をしたかについてちょっと述べたいと思います。実は私、けがにより入院ということが最近ございまして、そこで、病院の中でこのコロナ感染が広まっている中で、職員の方々が食事を後回しにしても入院患者のためにいろいろな仕事を優先されている姿を間近で見て、実際いろいろな治療行為もしくは介助などを受けました。まさに、その場で見てすごく大変だなと思ったのが私の一番の思いでした。このコロナ感染が広まっていく中では、エッセンシャルワーカーと呼ばれている方々が、この大変な時期の中でも何とか頑張って、社会の中の潤滑油とも言えるような仕事を何とか回していることによって、仕事が、社会が何とか回ってきているという状況があるということに改めて感じ、私が医療を受けたときの看護婦の方々、介護士の方々、そういう方に本当の感謝の気持ちを持ちました。

また、今回、私、親しくお付き合いされている皆様からお気遣いの品をいただいたこともありますので、それについても感謝したいと思っています。ありがとうございました。

質問に移ります。

オミクロン株の感染拡大、オミクロン株は重症化が少ないというふうな状況がありますが、ただ、感染力が強いために感染者数は非常に多くなっています。よって、軽症者は自宅や施設の隔離が多くなる、これは当然のことと思います。もし、これ全ての方が入院等するとなれば、病院での今度は医療が回らないという問題が起こる。

そんな中、家族など濃厚接触者の待機期間の生活を維持するためには、食の手配などが支援として必要なのではないかと考えて質問いたします。濃厚接触者の待機期間について、学校の先生や公務員などのエッセンシャルワーカーの場合とそれ以外の場

合で違いがあるかを伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 7番議員さんの質問にお答えいたします。

濃厚接触者の自宅待機期間についてですが、こちらにつきましては令和4年1月28日付の厚生労働省通知によりまして、10日間から現在は7日間、陽性者と最後に接触した日から数えてになります、7日間に短縮されまして、現在も同基準で運用されております。

ご指摘の、例外者として社会機能維持者ということで社会機能を維持するために必要な事業に従事する者については、検査結果が陰性になった場合、7日間を待たずに最短5日で自宅待機を解除することができるとなっております。ただ、こちらにも要件がございます、無症状だったりということがあります。

なお、ご質問の学校の先生や公務員などにつきましては、今申し上げました社会機能維持者としての待機期間の短縮が可能となっております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

社会機能を維持するためということで、なかなか本人も家族も大変だろうと思うんですが、必要であればそういう形で、責任を判断する方が待機期間を短くすることができる。これによって実際に社会機能が維持されている部分が多分にあるのかなと考えています。

では、村内での自宅待機者の有無について、保健所からの情報を受けているか。また、学校では自宅待機している児童生徒やその家族の状況を確認できているか伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 7番議員さんに再度お答えいたします。

基本的には、自宅待機者となる濃厚接触者の有無につきましては、保健所、県のほうから村へ陽性者の報告がございます。その際に、同居家族としての人数、また村に対する情報がございます。

なお、基本的には感染された方のプライバシー保護のため、陽性者の方の情報につきましては慎重に取り扱うことになっておりますので、県の発表に基づきまして、村からは必要に応じてですが教育委員会等へ陽性者の方の年代、性別等を報告してございます。

なお、令和4年1月30日以降につきましては、県の非常事態宣言の発令に伴いまして、感染者急増時の対応基準というものがございます。こちらに基づきまして、各学校等におきまして、事業所等も含めまして、個々に調査の上状況を把握して濃厚接触者についての判断、決定をすることになってございます。

児童生徒やその家族が濃厚接触者となった場合の確認につきましては、まず、保護者の方から学校への連絡時に確認する。また、学校が児童生徒や家庭の状況を把握す

ることになっておりますので、村のほうから詳細な情報等はお伝えしてございません。
以上です。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 7番議員さんにお答えいたします。

学校での児童生徒、その家族の自宅待機の状況ということでございますが、今ほど健康福祉課長からございましたように、保護者から学校へ連絡するように依頼をしております。連絡があった場合には、その児童生徒の様子や自宅待機の期間、家族の状況など、できる限り情報について確認しているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

保護者から等の情報などによって、学校とその状況についての確認をされている。もし必要がある場合については、そういう情報について、プライバシー保護の部分は当然あると思うんですが、必要な関係機関との連携が取れるようにしていただければと思いますので、併せてよろしくお願ひいたします。

では、実際になんですが、出前やデリバリーサービスを利用しにくい地域、実際私達の住む大玉村のほうも若干、山沿いの地域については出前が一切取れません。食品の代理購入などの生活支援が必要となる。実際そういうことについては問題かと思ひます。大玉村の現状は、老老世帯やひとり親世帯、自宅待機のときの生活に不安があるのではないかと考えています。これについて回答をお願いします。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 7番議員さんに再度お答えいたします。

濃厚接触者の方について、感染拡大防止の観点から自宅待機のほうを保健所のほうからお願いすることになっております。自宅待機の期間について、食品や生活必需品の購入についていろいろ心配されると思うんですが、まずは保健所のほうの指導として、知人や友人、親類等の支援が必要な方に協力をお願いするということが前提となっております。こういった支援が受けられない方もいらっしゃるということは聞いておりますが、なお、村ではPCR検査の対象とならなかった方につきましては、不安を抱えたまま生活することになりますので、必要に応じて今まで抗原検査キット等を無償で配布して不安の解消に努めてまいりました。

また、後段のご指摘の老老世帯やひとり親世帯等の方々についてですが、こちら家庭内で誰かが濃厚接触者になった場合には、仕事や学校等を休むことになるなど経済的に不安があったものと考えております。

なお、国の補助事業で実施しております子育て世帯への臨時特別給付金、また、非課税世帯等への臨時特別給付金などの給付を行っておりますので、こういった経済的な支援によりまして生活の不安軽減に若干つながっているのではないかと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

取りあえず、基本的には保健所の指導においては友人、知人、実際には大玉村においては地域の力とか親戚についても良好な方が多いのかなと勝手に思っているんですが。ただ、そういう形でない可能性もありますので、行政等にそういう相談等がもしあった場合についてはどういうことができるか。今の行政のほうの立ち位置からできることを検討していただければと思います。よろしくをお願いします。

では、2、コロナ禍の中、労働環境の悪化の回避を求める。の質問に移ります。

コロナ感染防止対策などによる人流抑制などにより経済活動は停滞し、企業の経営状況により労働状況の悪化が懸念されています。とりわけエッセンシャルワーカーが社会活動を維持するためには、実際に先ほどお話ししたように時間外の労働も含め増加する傾向があると思います。給与も含めた労働状況の改善等が必要かと思っています。

それで、今ちょうど確定申告の時期を迎え、村内企業は一つの節目を迎えていると言えるのではないのでしょうか。何らかの支援が必要な状況が発生していないかを伺います。

○議長（菊地利勝） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 7番議員さんにお答えをさせていただきます。

確定申告ということで、所得税の納入、また税のほうの住民税の納付という観点から税務課で答弁させていただきますが、確定申告時期、今まさにその最中ですが、国税である所得税の場合、確定申告によって納付税額が発生し、一括での納付が難しい場合につきましては2分の1以上の金額を確定申告の最終日3月15日までに納付することにすれば、残りの額を5月31日まで延納することができる制度もございます。ただ、延納期間中につきましては利子税の対象となりますので注意が必要と考えます。

また、村税の場合につきましては、基本的に納期までに納付することが原則でありまして、納期内に納付がなければ督促状発布後10日経過すれば滞納処分の対象となるところでございます。村民税の普通徴収であれば年税額、4期に分けて各納期限までに納付することになりますけれども、困難な状況下によって納税相談等による分納の申出があれば、滞納処分に移行せず分納計画により分納することは可能であります。ただし、条件としまして年度内の完納かつ延滞金が発生した場合は負担してもらおうということになります。

あとは、コロナに関わらずなんですけれども、年度途中で会社を退職、住民税におきまして給与からの天引きによる特別徴収だったものが普通徴収に切り替わった場合、特に12月末での退職した場合には残りの5か月分を1月末までに一括して納めなければならない制度になってございます。毎年、数件の分納の申出があります。この場合、年度内の完納を条件に毎月の納付額を約束させ、分納納付書発行により対応しているのが現状でございます。

また、1月以降退職の場合につきましては、普通徴収の時期の関係から特別徴収により最後の支給の給与から一括徴収が基本となっております。コロナに関わらず、毎年1から2月の間にはこういった数件の相談があり、対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

午前中の2番議員さんの質問に対しても、いかにして税金、村のほうは少しでも村民の方によりサービスをするには、実際には税金を確保していくことが必要であると。そのために、税務課の方々が未納を少しでも減らすために多くの時間と労力を使っていることを知ることができました。そういうことで言えば、今言ったように十分な努力をされているのかなと思います。

言ってみれば、今、この確定申告の時期は村民の方と職員の方が実際にこういうコロナの時期であっても、近くとかこういう間に仕切りはありますが、話をできる一つの機会とも言えますので、もしそういうふうな相談等があった場合についてはできる限りその相談に親身になって答えることをお願いいたしまして、この質問を終わります。

では、エッセンシャルワーカーである教員や保育士、保健師、村職員などの時間外労働の状況は。また、給与は適切な水準と言えるか。を伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 7番議員さんにお答えをいたします。

ご質問の時間労働と給与の水準ということでございますけれども、一般的に村職員を中心にお答えをしたいと思います。業務の中でもワクチン接種業務でありましたり、事業者支援業務、こういったものを担当する部署内におきましては、当然平常時よりも時間外勤務が増加している状況ではございます。特にワクチン接種業務に関しましては、全庁的な応援体制を組みまして、その中でグループ分けを行って実施するなど負担の軽減を図っているところでございます。

また、給与の適正な水準に関しましては、実際に勤務をしました時間外手当を全額支給しておりますので、今時点におきましては適正であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

今、村職員という形でお答えがありました。全庁的な、必要な部署に対しての短期的な応援とかを含めて時間外労働をできる限り増やし過ぎない工夫をされていると。

あと、当然のことなんですが、時間外労働についてはその給与分を支払いすることによって、時間外労働の内容については評価されているということで安心いたしました。

ちょっと今回、教員とか保育士とかについても触れているんですが、もしそこについて何かデータがあれば伺いたいと思うんですが。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 7番議員さんにお答えいたします。

コロナの感染防止対策ということで、学校のほうに今現状、労働の時間的にどのようになっていますかということで確認しました。今のところ増えている状況にはないというふうな話でございました。

また、給与につきましては、県の条例により先生方支給されていますので、村でどうのこうの言う立場にはございませんのでご了解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

心配するような状況がないのかということちょっと伺ったんですが、村内においてはそういう状況はないと。あと、エッセンシャルワーカーということだけで言えば、村内にはそれ以外の企業等もあるんですが、それについては一般的な企業が雇用することですので、企業で対応すべき維持すべき内容だと思います。それについて、もし行政とかのほうで何か情報等があった場合については、その企業への支援等も含めて適切なものが置かれることをできるように指導いただければと思いますので、それをお願いいたしまして私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（菊地利勝） 以上で、7番鈴木康広君の一般質問を打ち切ります。

8番武田悦子君より通告がありました「コロナ禍から健康と暮らしを守る取組について」ほか2件の質問を許します。8番。

○8番（武田悦子） 8番武田悦子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告しました件について一般質問を行います。

まず、コロナ禍から健康と暮らしを守る取組についてです。

新型コロナウイルス感染症がオミクロン株の出現で第6波となり、さらに感染が拡大してきました。ここに来て感染者数は少しずつ減っているようですが、高止まりの状況が続いています。福島県では、県全域に非常事態宣言を発出するとともに、まん延防止等重点措置を3月6日まで延長するなど対策を強化してきましたが、感染者数の減少は僅かです。大玉村でも今年に入り連日感染者が出ており、100人に近づいています。いつまでこの状況が続くのか、先の見えない不安の中で日常を送る村民の健康や暮らしを守る取組について伺います。

感染の拡大に伴い、濃厚接触者の定義が変わってきました。マスクを着けていれば濃厚接触者には当たらないようで、職場や学校、家庭の中でさえ濃厚接触者とならずにきちんとした検査を受けることができない場合があると聞いています。そのために感染が拡大したと思われる事例もあるのではないかと思います。オミクロン株は症状が出ない、軽く済むなどこのような状況もあり、感染していることが分からずに感染

を広げてしまったということがあるとも思っています。

しかし、基礎疾患を持つ人や高齢者にとっては命にかかわる感染です。きちんとした検査体制をつくること、これが大切だと思っています。

そこで、現在の検査はどのように行われているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8番議員さんの質問にお答えいたします。

まず、現在の濃厚接触者の定義につきましては、先ほど7番議員さんへの答弁でお答えしたとおりでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により国において随時、基準については更新されてまいりました。

また、検査につきまして、感染者が急激に増加した際に一時的に検査器具等の不足によって、無症状の方について、検査を希望する方などを中心に一時的に検査を受けることができなかったというような状況があったとは把握してございます。

検査体制ということのご質問ですが、PCR検査につきましては、当初は県の受診相談センターへの電話連絡、24時間体制で行っていますが、こちらで行っていましたが、希望者の増大によってなかなかつながらなかったりということがございましたが、検査を実施する医療機関が増えてきましたので、それによって医療機関を振り分けるなどの対応をしてまいりましたので、検査については適正に行われているというように現在は把握しております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 症状があればもちろん医療機関で検査をするということが可能ですが、なかなか症状がない中で濃厚接触者ともいえない、そういう状況では検査ができないというふうにも聞いています。濃厚接触者は本当に、マスクさえしていればすぐ隣にいてもそうではなくなってしまうということもあって、この安心するための検査がきちんと受けられない。やはり検査をして感染しているかどうかを把握していくことが感染を広げない第一歩だというふうに思っていますが、この検査体制をより充実させること、これは今必要なんじゃないかなというふうに思っているんですが、この体制を強化するということはできないんでしょうか。伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8番議員さんの質問に再度お答えします。

こちらの一般的な世論の、検査を実施してほしい、なかなか検査できないということがございますが、お医者さんとか保健所さんの見解は大分ちょっと異なっています、まず確実なマスクとか、手洗いとかの、感染防止をしていた場合にはそんなに感染のリスクがないと。逆に無症状の方を検査することによって検査体制が逼迫するというようなことも考えておられるようです。ということで、まずは自宅待機等で経過観察をして、発症した場合にはすぐに検査をするというふうな形で、ちょっと矛盾するところあるかもしれませんが、心配な方については自宅待機で申し訳ないですが対応いただきたいというような今現在の状況となっております。

なお、民間の医療機関のほうでのPCR検査については、融通がある程度利くような形になったとも聞いておりますので、そちらのほうに今後は、蔓延がある程度少なくなってくればシフトしていくものと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 大変矛盾していると思うんです。検査しなければ分からないわけで、幾ら自宅待機はしていても、その人が実は感染しているのかどうか分からない状況もあるわけですよ。現実、当初の検査では陰性であっても1週間過ぎて検査したら実は陽性だったと。そこからまた自宅待機なり何なりというのが始まるわけですね。そうすると、何ぼでも社会生活に入っていけない。そういう現実もあるわけですね。ですから、しっかりとした検査体制、これがやはり大切だというふうに思います。これについて村長はどのように考えていらっしゃるのか。

また、この検査体制の拡充を国・県にしっかりと求めていってほしいというふうにも思いますが、その点についても伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8番議員さんにお答えいたします。

この検査体制というのは県が行っているもので、村もPCRのキット等についてはもう手に入らない状況でございますので。この前、福島県の町村会の役員と知事との懇談会がありました。1か月ぐらい前でしたかね。そのときに抗原検査キットとかPCR検査のキットがないと。大きい市の場合にはそういうものが手に入るんだろうし、病院、医療機関もいっぱいあるんで、それから事業者もありますから確保できますけれども、大玉のような小さいところについてはそういうものを確保するのが非常に困難だと。ですから、県のほうでしっかりと確保して、保健所等でそういう小さな町村に対するあっせん体制を取ってほしいということは直接知事にお願いをしました。

その結果かどうか分かりませんが、業者のほうから最近では300個単位で抗原検査キットは入るようになってきましたので、学校とか障害者施設、例えばですが、高齢者施設等が、陽性者が出るもしくは出る可能性があるような場合には村で確保した抗原検査キットを配って検査をいただいているということになります。

あと、保健所の考え方は、事業者は事業者で確保しなさいという言い方をしていますね。ですから、社会福祉協議会なんかも社会福祉協議会で100個、200個抗原検査キットを確保して、少しでも熱があつたり、その検査対象にならない人には抗原検査を実施するというふうなこともやって、何とか今防いでいる状況です。ほとんどが家庭内感染、1人感染すると次々と感染していくというふうな状況に今なっておりますので。ただ、現実には家庭内でマスクしてお互いにしゃべらないで過ごすという非常に難しい状況ではありますが、現状はそういう現状だということで村としては抗原検査キットをしっかりと確保して対応してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） それぞれの事業者で対応する。これがなかなか難しいところなんです、村として施設等、学校等の場合は抗原検査キットで検査をするということですので、そのあたりも含めてしっかりと充実させていっていただきたいというふうに思います。

次に、ワクチン接種について。3回目のワクチン接種始まっております。現在の進捗状況を伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8番議員さんに再度お答えいたします。

3回目の接種につきましては、1、2回目同様に二本松市、本宮市と共同で安達医師会の協力の下、令和3年12月より優先接種となる医療従事者の方々等から、個別接種にて接種のほうを開始してございます。

また、3回目の接種につきましては、当初、2回目接種から8か月を経過した方が対象となっておりますが、接種率向上のためということもありますが、国のほうの基準で現在は2か月の前倒し接種を実施してございます。

また、接種体制のほうなんです、日曜集団接種1回目2回目実施しましたが、3回目につきましても二本松市、本宮市と連携しまして2週間に1回程度の接種を計画してございます。本村では、今月13日の日曜日から開始する予定でございます。

なお、3回目接種の接種実績につきまして、2月末現在でございまして、2回目接種をした方の率になります。まず人数が1,948名の方が接種を終えられています。接種率につきましては29.55%。ちなみに65歳以上の方の接種は1,567名終了してございまして、接種率は66.99%となっております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 65歳以上では6割を超える方が接種をされているということですので、順次進んでいくのかなというふうにも思いますが、5歳から11歳までのワクチンについてです。現在、基礎疾患を持つ方の接種を始めているという自治体が出始めたというニュースもあります。大玉村は二本松、本宮と一緒にしょうから、安達管内の方向性というのはどのようになっているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8番議員さんに再度お答えいたします。

5歳から11歳までの接種につきましては、接種したときの副反応や小児という、子どもですね、小さいお子さんもいますので、その特性等を考慮してかかりつけ医と呼ばれる皆さんでの個別接種を中心に実施する方向で現在、安達医師会と協議を重ねてございます。今週、2月28日にも会議を実施しまして、最新の今の状況では今月10日から予約を受付したいと。それには接種券を送りませんとなりませんので、大玉村につきましては今週末、明日ぐらいには接種券のほうを5歳から11歳の方、約600名ほどいるんですが、の方々に郵送したいと考えてございます。

接種を希望する全ての方がワクチン接種を受けることができるような体制を今後整

備していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） かかりつけ医での個別接種というお話でございました。安達医師会管内に小児科あんまりないので、かかりつけ医を安達管内に持たない子どもさんも多いかと思えます。そのような皆さんはそのかかりつけ医で受けることができるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8番議員さんに再度お答えします。

かかりつけ医ということで協議は進めておりましたが、現在、ご指摘のとおり安達管内には小児科さんそんなに多くございません。現在の状況では、二本松市内で5つの医療機関、本宮市で3つの医療機関で接種することで今調整されております。今ご指摘のとおり、安達管外にかかりつけ医を持っている皆さんについてどうなんだということですが、こちらにつきましては、例えば郡山市、また福島市等の考え方、医師会等の考えもございますので、そちらの体制で受入れしていただけるということであれば、接種券のほうは既に送付いたしますので、個別に協議いただいて接種していただくような、広域的な連携ができるような形が取ればと思っておりますが、こちらにつきましては今後協議してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 先ほど課長からもありました副反応という話、やはり小さい子どもですので、このワクチン接種についてはいろんな意見あります。基礎疾患を持つから受けたほうがいいという話もございますし、重症化しない子ども、これにはワクチンの必要性がないのではないかという話もあります。様々な情報に保護者の皆さん振り回されるような状況にもあるのかなというふうにも思いますので、もちろんかかりつけ医の先生にしっかりと相談をしていただくのはもちろんですが、行政としてもこのような皆さんの不安に寄り添う、そういう相談体制、支援体制を取るべきではないかなというふうにも思いますが、これらの点について伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8番議員さんにお答えします。

そのために、まず全対象者にアンケートを取りまして、38%ぐらいの方が打たせたいと。あと二十数%の方が迷っていると。それから十何%の方については現時点では打たせたくないというふうなことで、ある程度50%ぐらいまでは行くのかなというふうに感じておりますが。

そして、医療機関ごとの、希望する医療機関もアンケートを取っておりますので、小さいお子さんについては多分、常日頃かかっているところに行って先生の意見を聞きながら打つだろうというふうを考えておりますので。行政としては絶対大丈夫だよと、打ったほうがいいよとは言い続けているわけですが、それ以上背中を押すこと

は現実的には困難です。ただ、かかりつけ医でも打ちたくないという医者がありますが、やはり打ってもいいよというところはそういうことをしっかりと指導できる機関が請け負っていただいているんだらうというふうに考えておりますので、そちらで相談をしながら打っていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 大人の方でもワクチンを打ちたくない、打たないという方、そういう選択をされる方もいらっしゃるの、どの選択をしても、それはその皆さんの選択ですので、そこを尊重して進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、コロナに感染して自宅療養を余儀なくされている方の件についてであります。家族で感染をしたということになれば、日常生活に必要なものを調達することも大変難しくなります。前の同僚議員の質問にもありました自宅療養されている方の日常生活について、基本的には保健所がその対応をします。先ほども知人、友人、親戚とかというお話もございましたが、そういう方も含めて保健所も含めて対応ということでもございましたが、その支援体制については今も変わりがないのか伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8番議員さんにお答えいたします。

感染者の方々の対応につきましては、基本的には保健所のほうで個々に基礎疾患の有無や家庭の状況などを調査の上、陽性になった時点で入院または宿泊施設、自宅療養の中から本人の希望に応じた療養体制を実施しております。

なお、感染者の急激な増加により、逼迫した医療体制を守るために、感染者のうち無症状または軽症であり入院不要と判断された方について、本村においても自宅療養者となった方がいらっしゃいます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 私がお聞きしたのは、自宅療養、自宅待機をされている方の日常生活に必要なものについては、保健所の支援が今もきちんと行われているのかどうかと伺ったつもりでございますが。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 失礼しました。読もうと思ってやめたところが核心でありました。

自宅療養者の支援についてでございますが、基本的に当初と現在については大幅には変わっておりません。基本的には保健所が行うことになっておりますが、急激な感染者の増加に伴って保健所の負担軽減をするために、血中酸素濃度を測定するパルスオキシメーターというのがあるんですが、こちらについては村のほうで県から備品を預かって直接感染者の方の自宅のほうに届けるような形を取っています。

また、食品につきましては、調査で必要という方がいた場合なんです、県のほうから配送体制を取ってございまして、1人当たり3日分の食材のほうを支給することに

なっていて、初回のみ保健所の依頼に基づいて村が配達することになっております。

なお、4日目以降については保健所と感染者の方の聞き取り調査によって追加の分の支給は行われてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 前回お聞きしたときは、村はそういう情報を持っていないので保健所が全て対応するということでしたが、今回お聞きして村が配達なり何なりをしているということですので、今3日分とお聞きしました、4日目以降は改めてというお話でございましたが、その辺ももう少し柔軟に対応していただけると。お金はそれぞれ保健所のほうのお金で入ってくるものであると思いますが、村としてももう少し柔軟な対応をしていただけたらなというふうに、これは希望であります。

そうですか、分かりました。4日目以降は保健所が直接持っていくと。なるほどね、ますます保健所の業務は逼迫するばかりですね、そう考えると。

次に移ります。

このコロナの影響、あらゆる産業に及んでおります。大玉村ではこれまでも様々な支援が行われてきましたが、これまでの支援策について伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えいたします。

コロナの影響によって、産業的な支援策というお尋ねでございますが、私のほうからは主に商工業あるいは農業等についての支援策について答弁させていただきたいと思っております。

個人事業所、中小企業等に対するこれまでのコロナ対策支援というものにつきましては、主に中小企業、個人企業に対しましては中小企業等経営持続化繋ぎ交付金、感染拡大防止対策協力金、中小企業等経営持続化支援金。資金面の助成といたしまして特別資金制度信用保証料補助金、特別資金制度利子補給補助金、利子補給のための基金積立て事業。

畜産を含めた農業者支援といたしまして、畜産農業経営持続化支援金、農業経営持続化支援金。さらに特産品等の流通を図るために、県外在住者にお送りしますふるさとを遠くで見守る応援事業。宿泊事業者、飲食店等の支援のための宿泊事業者応援緊急対策事業交付金。飲食店等応援前払い利用券発行支援。うまいもの宅配事業。

さらに中小企業等の経営持続化給付金、移動販売車等購入貸付事業。農業者向けの収入保険補助事業。宿泊事業向けの日帰り温泉利用促進事業補助。感染症対策備品等購入補助、売上減少一時金給付事業。宿泊向けの宿泊者向けふるさと商品券交付事業、農家向けの稲作経営持続化支援事業。今般の燃料等の高騰に対応いたしました運送・宿泊事業者等応援金などを行ってまいったところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 改めて伺いますと、本当に様々な支援事業行われてきました。しかしながら、このコロナの収束まだまだ見通せない、先の見えない状況がございます。この先においても支援が必要になるのではないかというふうにも思っております。今後の支援についてどのように考えていらっしゃるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8番議員さんに再度お答えを申し上げます。

取りあえず、令和3年度についての支援の事業について今お話をさせていただきましたが、令和4年度に入りましたらまた状況を十分に勘案して、遅滞なく必要な支援については行っていくということで、今具体的にこの部分ということを決定的なものにはございません。できるだけ速やかに決定をして、4月に予算化をしておりますので。それからあと必要なものについては専決になるかもしれませんが、状況に応じてしっかりと支援は継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ありがとうございます。

今後もしっかりとした支援の継続を改めて求めたいと思います。

次に、コロナ感染拡大により学校や保育所などが休みになり、保護者も休まざるを得ない状況、これが出ております。この皆さんが休んでいる間の休業補償を受けるためにはどうすればいいのか伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金というものが厚生労働省、都道府県の労働局所管で事業化されてございます。これにつきましては、学校等が休校になった場合あるいは子どもが感染した場合などの場合に、子どもの世話を保護者として行うことが必要になった労働者に対しまして、年休の有無に関わらず保護者が希望に応じて休暇を取得できるというものを事業者が整えまして、有給休暇を取得させた事業者に対しまして国が賃金相当額を助成するという制度がございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ただいまありましたこの休業等対応助成金。なかなか分からない、普通の有給休暇で休んでくださいと言われてしまう方も多いと聞いています。さらには事業所では取り組まないんだと、そのような事業所もあると聞いておりますので、これらの周知、やはり皆さん分かっている方ばかりではないので知らない方にお知らせをする必要があるのではないかというふうに思います。

さらには、どうすれば、どういう手続を踏めばいいんでしょうというような相談もあろうかと思えます。これらについてどのように取り組まれるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

この制度に対しましては、都道府県の労働局におきまして小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口というものを設けてございます。こちらでは、企業にこの助成金を利用してもらいたいなど、労働者の方から相談内容に応じて企業への特別休暇の導入、助成金の活用の働きかけ等も行っているというふうに伺っておりますので、村もしくは商工会等にこのような問合せ、相談等がございましたらこちらのほうを紹介し、そちらに対応をお願いしたいというふうな形でこれから進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 周知も含めてしっかりとした相談体制を整えていただきたいというふうに思います。

次に、この新型コロナウイルス感染症、私たちの暮らしだけではなくて自治体職員の皆さんの仕事にも大きな影響を及ぼしていると思います。先ほどの回答にもございました予防接種業務には全庁的に役割分担をしてそれぞれ取り組んでいらっしゃる。通常業務のほかにこのコロナの対策にかなりの負担があるのではないかなというふうに思っております。職員の皆さんの負担の軽減、さらには、かなり肉体的、精神的にも疲弊する業務ではないかなというふうにも思いますので、これらのメンタルケアにはどのように取り組んでいらっしゃるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

業務関係につきましては、先ほど前議員の方にお話をさせていただいたとおりでございますが、ご質問のメンタルケアの取組についてでございますけれども、これにつきまして、毎年実施しておりますストレスチェックというものがございます。これによって高ストレス者に該当した方につきましては、当然従来どおり個別面談を実施しております。

また、奇数月に各1日ずつ実施しております。また、延べ26人の面談を行っている心の健康相談というものがございます。これによりまして臨床心理士の方から各個人に合わせたアドバイス等を受ける機会を今現在も設けているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 行政の仕事は思った以上に心に負担のかかる仕事も多いというふうに感じております。しっかりとしたメンタルケアに取り組んでいただきたいというふうに思います。

コロナについて最後の質問に入ります。

コロナウイルスの感染拡大で病床利用率が50%前後という状況にあります。医療の逼迫は大変重大な問題となっております。それと同時に、保健所の業務も逼迫しているのではないのでしょうか。保健所は保健衛生、生活環境など様々な分野にわたり広域的、専門的サービスを行う行政であると思います。この大切な機能がコロナによっ

て正常に機能しない状況にあるのではないかと思います。

テレビなどの報道を見ますと、保健所の職員が日々ご苦労されていることはよく分かっていますが、このような非常時にきちんとした役割を果たすにはやはり保健所の数、職員の数を増やすことが必要ではないでしょうか。以前、二本松市に保健所がありました。近くに保健所のある安心感とともに頼りになる存在でした。これからもこのような事態がいつ起きるとも限りません。保健所の数、さらには職員を増やすことを求めていくべきではないかと思います。村長の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

県の機関がどんどん集約される、警察署もそうですが保健所もそうです。二本松にあったときには非常に身近にあったわけですが、今は福島市のほうに行ってしまったということで、これは行政組織を集約していくという、そういう流れの中で行われたことですので、今またそれを二本松に引き戻すというのは難しいだろうというふうに考えていますが、やはり保健所の体制、今回、県のほうも十分に認識したと思っています。ですから、これからいつこういうことが起きるか分からないということで、当然保健所の許可については県のほうでも考えているだろうというふうに考えております。

コロナの関係からいうと、最初は村のほうで幾ら情報を欲しいと言っても一切それは駄目です。何で情報欲しいのかというと、村民の方の情報を一番分かるのは村なんです。どういう家族構成でどういうお付き合いをして、どういう行動をしているかということ。だとすぐ広がりを抑えることができるので教えてくれと再三申入れをしまして、これは大玉村だけじゃなくて県内全域が知事に申入れをしましたが、教えることはできませんということで、個人を守るという意識はよく分かるんですが、それが保健所自体をどんどん追い詰めていったんじゃないかというふうに私は考えています。どんどん増えている段階で、今度町村の協力をいただきたいと。やってくれますかという依頼がありまして、我々はすぐに二つ返事で協力しますということで、今は自宅待機の方については先ほど言ったように対応を初めてやったので。今回のことは県にとっても当然参考になっただろうと考えています。

ただ、中核都市、福島、郡山、いわき等については独自の保健所がありますので、そういう点では少し県北保健所については緩和されたのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） なかなか、なくしたものを元に戻す、大変難しいと。これはよく分かっていますが、本当にこのような事態、コロナに限らずいつどのような事態に陥るか分かりませんので、しっかりとした保健所なりなんの体制というのはやはり強化していく必要があるというふうには思っております。ぜひそのあたりも今後、県、国に求めていただきたいと思いますというふうに思います。

次の質問に入ります。

会計年度任用職員、児童クラブや保育所職員の処遇改善について伺います。自治体の臨時職員が会計年度任用職員となり、臨時職員だったときよりは処遇が改善したと言われております。まず、会計年度任用職員と言われる職員の雇用契約はどのようなになっているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。雇用契約ということでございますので、契約の概要について申し上げたいと思います。

まず、私たち一般行政職と同様に1日当たり7時間45分の勤務体制となっている会計年度任用職員の方はフルタイムの会計年度任用職員というふうな形で辞令を交付させていただいております。

また、1日当たりの勤務時間が7時間未満となっている会計年度任用職員の方につきましてはパートタイムの会計年度任用職員という形でそれぞれ雇用をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） フルタイムとパートタイムの2種類しかないという認識でよろしいんですよね。さらには、会計年度ですから1年1年の契約ということでもよろしいんでしょうか。どこまで勤められると言うとおかしいですけれども、期間、その1年1年の更新をどこまでできるのかということについても伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんに再度お答えをいたします。

大変失礼しました。そこまで答弁が必要だったのかも分かりませんが、基本的に雇用期間は1年でございます。4月1日から始まりまして翌年3月31日までの年度の1年間ということになります。

先ほどお話がありましたとおり、1年間の勤務実績について特に問題のなかったような場合につきましては、原則3年間は更新が可能となっております。3年が経過した時点でその業務につきましては広く一般に再募集をかけまして、その方がなる場合もありますし別の方が雇用されるという、そういった形もございましてしょうけれども、3年までの雇用は継続ができるというふうな内容でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） この会計年度任用職員の皆さんのもちろん社会保険等々にも加入しておるとも思いますが、フルタイム、パートタイム共にありますが、社会保険、退職金、有給休暇、これらの労働条件というのはどのようなになっているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

この内容につきましては、2月1日現在の状況で申し上げたいと思います。

まず社会保険でございますけれども、フルタイムの会計年度任用職員につきましては私たちと同様に市町村職員共済組合に加入をしております。また、パートタイムの会計年度任用職員の方につきましては全国健康保険協会、略称協会けんぽと言われておりますが、こちらのほうに加入をしております、同時に厚生年金にも加入をしております。

次に、退職金でございますけれども、フルタイムの会計年度任用職員の方につきましては、これも私たちと同様に市町村職員の退職手当制度に加入をしております。また、パートタイムの会計年度任用職員の方につきましては雇用保険への加入になっております。

次に、労災保険関係でございますけれども、フルタイムの会計年度任用職員の方は地方公務員災害補償基金、私たちと同様ですがこちらのほうに加入をしております。また、パートタイムの会計年度任用職員の方につきましては原則労働保険に加入をしているというのが実態でございます。

最後の労働条件につきましては、主に休暇制度になってまいります。年次有給休暇はフルタイムもパートタイムも同様でございますが、そのほか特別休暇もございます。

かなり項目ございますが、裁判員裁判や証人、参考人としての議会等への出席を行う場合が1つ、2つ目が選挙などの公民権行使、3つ目が地震や災害などで住居が滅失または損壊した場合などのやむを得ないような事情の場合、4つ目が災害や交通機関の事故等による出勤困難、5つ目が災害や交通機関の事故等によりあらかじめ退勤が困難と想定される場合の休暇、6つ目が忌引休暇、7つ目が妊娠中の母体保護、8つ目が結婚休暇、9つ目が夏季休暇、10項目目がコロナ感染症の拡大防止のための休暇、これは濃厚接触者等に該当したような場合でございます。11項目目が出産サポート休暇、これは不妊治療関係でございます。12項目目が産前休暇、13項目目が産後休暇、14項目目が配偶者の出産休暇になります。最後15項目目が配偶者出産時の男性職員の育児休暇、これが全て有給休暇になっております。このほか、子の保育時間、子の看護休暇、介護休暇、生理休暇、妊娠された女性の妊産疾病休暇、あとは公務災害、私傷病、骨髄等ドナー休暇、妊産婦の健康診査及び保健指導休暇、あとは妊娠中の通勤緩和など、これら12項目については無給の特別休暇となっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 様々な労働条件、今説明いただきました。これらは臨時職員だった時代と変わっているのかどうか。あとは、ほかの自治体の例であります。退職金に該当しないようにわざと15分短く勤務をさせるなどという自治体もあるように聞いておりますが、大玉村ではそのようなことはないと思っておりますが、そこも含めて確認したいと思っております。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

まず、先ほどから申し上げておりますそれらの福利厚生関係に該当するかと思いますが、社会保険につきましては当然該当となった場合につきましては、臨時職員の方とか委託職員の方というのはそれぞれ加入をいただいております。

ただ大きな違いは、私たちと同じように市町村職員共済組合であったり退職手当組合、あと地方公務員災害補償基金、これらにつきましては条件が合致した場合に同様に加入できるということで大きな違いかと思えます。

また、最後の休暇制度でございますけれども、これにつきましては基本となる忌引休暇とかそういったものはございましたけれども、それ以外、多数申し上げたほとんどの内容につきましては、新たに会計年度任用職員の制度の中で取り入れられたということで、これにつきましては処遇の改善はかなりのものがあるというふうには理解はしております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） かなりの部分で処遇が改善されたと伺って安心しております。

保育所が社会福祉協議会へ移管されたことによりまして、これまで会計年度任用職員として保育所で働いていた皆さん、社協の職員ということになりました。この皆さん、全て社協の正職員として雇用されたのかどうか。全ての方が正職員というわけではないというふうにも思いますが、これらの皆さんどのような、フルタイム、パートタイムとかというものもございましたが、そのような、どのような形が取られているのか。

また、会計年度任用職員だとこれだけのいろいろな福利厚生の部分がございますが、社協の職員となってもその部分については何ら変わるものではないというふうに考えてよろしいのか伺います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 8番議員さんにお答えいたします。社協関係ですので、私が社協会長ということも踏まえまして答弁させていただきます。

去年の4月に公私連携というような形で移管されました。その当時、会計年度任用職員だった職員が45名。このうち社会福祉協議会の正職員になれたのが31名。14名が非常勤職員というふうな形で現在勤務しております。正職員につきましては当然社会福祉協議会の規定の定めるところにより、正職員として改めてこれまでになかった扶養手当であるとか、あるいは住居手当であるとか、そういう各種手当も設定されております。

また、各種休暇制度についても今総務部長のほうから答弁ありましたように、社会福祉協議会、役場と若干違うところもありますが、ほぼ似たような形での規定になっております。それについて正職員として対応しておりますし、退職手当等についても社会福祉協議会の全国組織である、そういうところ加入をしておるところであります。

また、14名の方についても村の会計年度任用職員と同様な形の取扱いをしておる

ところであります。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） それを伺ってまずは安心をしました。この、保育所で働く皆さんを含めてですが、看護、介護、保育、このような現場で働く皆さん、いわゆるケア労働者と言われる皆さんでございしますが、この皆さんの賃金がほかの産業で働く皆さんと比較して低い水準にあると。これはかなり以前から言われてきていることですが、ここにこれらの現場で働く皆さんのなり手不足の大きな要因があるのではないかと考えております。

昨年11月の閣議決定で「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として看護、介護、保育、幼児教育などの現場で働く皆さんの処遇改善を図るため、処遇改善臨時特例事業が行われることになりました。これは令和4年2月から令和4年9月までの事業となっておりますが、この事業は社協で働く保育士や児童クラブの職員も対象になると思いますが、対象になるのかどうかまず伺います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

この処遇改善の対象になるというふうに判断しております。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 対象になるとすれば、これらの事業、この2月から賃金改善をすると、このような要件がありますが、この2月から賃金が改善されるということによろしいのか伺います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

2月はもう過ぎたわけでありましたが、2月に遡って対応したいというふうに考えています。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 国で言っているこの事業は、実は9月までの事業というふうになっておりますが、10月以降も引き続ききちんとした処遇の改善、賃金の改善が行われていくということによろしいのか伺います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えします。

10月以降もやるということが前提での2月開始ということに捉えておりますので、10月以降についても実施していきたいというふうに考えております。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ありがとうございます。

この正職員として働く皆さん、臨時職員、非正規として働く皆さん、それぞれが選択した働き方ではありますが、同じ仕事をしながら様々な点で格差が生まれにくいような働き方が理想であります。特に女性の場合は、家族の状況などによってもこの働き方、

大きな違いが出てまいります。働く皆さんが安心して働くことのできる環境、働きがいのある職場づくり、これが大変重要だと思っております。これらも村、社協も含めて行っていかれることを求めて次の質問に入ります。

追加で提出した質問です。連携中枢都市圏について伺います。

昨年、こおりやま連携中枢都市圏に加入しました。この間どのような事業が行われてきたのか。さらにはこの連携中枢都市圏に加入して大玉村におけるメリット、これは何だと考えているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 8番議員さんにお答えいたします。

こおりやま広域連携中枢都市圏で行われてきた事業であります。数多くございますので主立ったものを申し上げますが、例えばこおりやま連携中枢都市圏ビジョン懇談会の開催ですとか、あとは創業支援事業というのをやっております。あとはこおりやま中小企業活性化事業、企業立地セミナー及び合同プロモーション事業、あとは観光誘客事業ですとか、あとは福島空港利用及び地域の活性化促進事業、あとはSDGsの推進全世代健康都市圏事業ですとか、スモールスタート支援事業、あとは移住・定住促進事業、婚活支援事業、あとはこおりやま広域圏チャレンジ新発想研究塾等々を実施しているところでございます。

あとメリットでございますが、様々ございますが、まずスケールメリットが挙げられるかと思えます。本村のような小さな自治体単独では取組が難しい、先ほども申し上げましたが関東圏で行うような移住セミナーですとか、あとは観光物販イベント、婚活セミナー等々、広域圏の事業として取り組むことで参加者の増加が見込めますとともに、かかった経費につきましても特別交付税で措置されるなど財源的なメリットもあるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 様々な事業に取り組まれてきて、メリットは、小さな自治体ではもちろん取り組むことが難しい部分も郡山と一緒にならできるよ、参加者の増が見込まれるということございましたが、実際行って見て、そういう部分で参加者は増えているんでしょうか。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 8番議員さんにお答えいたします。

例えば、先ほど申し上げました移住セミナーですが、これ例えば大玉村単独で開催した場合よりも、この広域圏に加盟している市町村でやることによって確かに参加者が増えているところがございます。というのは、参加する方が大玉村だけじゃなくていろんな市町村の話聞けますし、選択肢が広がるということで参加する方も参加しやすいような状況になっているんじゃないかというふうに思います。

あと観光物販イベントにつきましても、単独でやるよりも複数市町村でやったほうが様々な観光地の紹介ですとか販売する物品数も増えますので、そういったことから

参加者数が増えているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 質問の仕方がちょっと違ったようですが、確かにそういう意味の参加者、いわゆる来場者というんですか、そういう方は増えていると思います。そういう事業を行った結果、大玉村にどれだけの利益があったのかとか、大玉村にこれを通じて移住する方がどれだけいましたよとか、そういういわゆる成果と言われるものは何でしょうか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8番議員さんにお答えをいたします。

こおりやまと福島両方、福島はこれからですけれども。今回の議会に上がっていますから。こおりやまのほう、大分事前の打合せが細かく行われまして、何十という事業があります。それをやるかやらないかはその各市町村が選ぶということです。この事業は大玉村加わっても何の意義もないというやつについては参加しないと。ですから、今現在はまだ職員の研修レベルです。

実際、こおりやまのほうはまだ事業に取り組んでいないと。福島のほうは少しまだやる前に取組が始まっています。少し手法が違いますが。ですから、決して全部一緒にやるわけではないし、これは広域連合ではないので、考え方としては各市町村の独自性を持って、自分の村にとって自治体にとって利益になると思われるものに参加していくということで緩やかなものになります。

今計画されているこおりやまのほうでは、航空写真、映像を撮るということなんです。できればそれを、大玉は地図が古くなっているので地図上に落とすことができないかというふうに考えていますが、単独で運行した場合には大変なお金がかかりますが、中枢都市のほうで実施すればかなりコストが下がると。しかも補助が出るということになりますので、そういうものを選んで大玉村に利益になるようなもの、単なる負担するだけのものについては参加しないという選択をしていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） まだ始まったばかりの組織でございますので、すぐにこの成果というものが生まれるわけではないことも十分承知しておりますが、この広域圏で今抱える村の課題を解決できるのかどうかということにも興味がございます。

この大玉村、無医村でありますので、こういうものが連携中枢都市圏に入ることによって何か解決の糸口が見つかるのかとか。あとは公共交通の問題、移動手段の問題です。今は本宮市までは足がございしますが、それから先はない状況にあります。そういうものを連携中枢都市圏の中でどうにかしてつなぐことができないのかなど。そういう部分の村の抱える課題を連携中枢都市圏の中で取り組むこと、これはできないのかどうか伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

これ先ほど言いましたように、広域行政組合等との性格はまるで違いますので。無医村の解消となるのは、それは大玉村だけの課題ですので、この中枢都市圏のほうで大玉村に医療機関を持ってきてくれるとか、負担してくれるとかということは一切ございませんので。これについては郡山市とか本宮とかの中で、例えば郡山はこういう優遇しているよと、市民に対して。それを大玉村もじゃ市民と同じように優遇しますよというようなことは可能です。これから提案していけば。ただ、無医村を解消するというのはまた全然別の問題。

それから、本宮から郡山に行っているバスは、あれは本宮の政策としてやっていますので。福島交通が運行していますが、その赤字は本宮市が全部持っているということなので、今回の中核都市とは一切関係のない事業ということになります。ですから、中核都市のほうで、じゃ大玉からバスを本宮につないで、郡山とか須賀川につなげますかという場合には、それは多分全部大玉がその赤字分を持たなきゃいけないというふうな性格のものだということです。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 医療機関の問題はそのとおり、それはよく理解をした上で今お話をしたところですが、この連携中枢都市圏、大玉村対郡山市だけの問題というふうになってくれば、大玉と郡山はすぐそばですからまだ連携できる部分があるのかなと。なんか福島となるとあまりにも遠過ぎて、そういう意味での私たち自身の意識の中でもちょっと違うかなとかという思いがどこかにあるので、この連携中枢都市圏については今後の課題、どのように推移していくのかという課題をいろいろと見据えながら取り組んでいく問題かなというふうにも思っております。

どうしても中核となる郡山市なり福島市だけが潤うと、そういう性格に見えてきてしまうんですが、先ほど費用については特別交付税で措置されるというお話ございました。これはどういう仕組みでそういうふうになっていくのか伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 特別交付税の受け皿は当然中核都市、郡山、福島になります。この中枢都市の名の下に事業を実施した場合にそれに関わる経費が、今のところはです、80%程度特別交付税で見ますよということです。ですから、その80ということは2割は自分たちで出さなきゃならないと、当面です。これがいつまで続くかは分かりません。特別交付税ですから3年も経ったら5割ぐらいになるということになるかも、保証されたものではないので、制度として特別交付税ですから行われているものではないので。そのときそのときになります。

あと、先ほどちょっと医療関係のほうのお話ししましたが、福島のほうでは産婦人科が安達管内にないということ、福島市でもやはり産婦人科が非常に少ない、伊達管内でも少ないということで、これは中枢都市みんなで産婦人科を何とかしましよと

いうことは話にはなっておりますが。それを福島に置くのか、伊達に置くのか、二本松に置くのか、そこまで具体的な話ではありませんが、そういう運動はある程度有効かなという感じを受けております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 先ほど、様々な取り組まれている事業、もちろん職員の段階の事業もありますが、様々な事業に取り組まれているようですが、これらの事業について村民の皆さん知っているのかどうか。私はよく分からなかったなというふうに思うんですが、これらの周知についてはどのように行われているのか。また、今後どのように取り組まれるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 8番議員さんにお答えいたします。

住民の方に参加いただくものにつきましては、間に合えば広報紙ですとかホームページ、チラシなどで周知してございます。あと職員の研修とかについては、もちろん周知は庁内でしかしておりませんが、可能な範囲で周知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） やはり村民の皆さんにも連携中枢都市圏について理解をいただく必要があるのかなというふうにも思いますので、しっかりとした広報活動をお願いします。

この中枢都市圏、私が思う中枢都市圏の中ですごく危惧される、それは先ほどもありました様々な部分が集約されております。先ほど保健所の話を出しましたが、中心部だけがそこに特化されてしまう、そういうことが私はとても危惧している部分であります。特に保健福祉分野、そういう部分が特化されてしまえば、周辺の自治体、幾らそれぞれの自治体で独自性を持ってといっても、なかなか住民にとっては不便になってしまうのではないかなというところが危惧している部分でありまして、このようなことがないように。

今、全国で何か所か中枢都市圏行われておりますが、まだそこまでは至っていないという話も聞いておりますが、これらについては今後も注視していく必要があるのではないかなというふうに思っておりますが、村長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

この連携都市圏ができたときにいろいろと危惧されるものがありました。合併推進が終わって、そろそろ、なかなか残ったところをまた強力に進めるのは難しいというようなことで、代わりとしてこれが出てきたんじゃないかというふうな話が最初の頃大分出てまいりまして。どうしても中核都市が中枢都市になりますので、何かやろう

とすると中枢都市のほうに集中してしまうというふうなことはやはり危惧される
ところではありますので。

ただ、会議等でやる場合には福島市も二本松も大玉村も対等でやっておりますので、
逆に言えば、知らず知らずのうちに中核都市に集まるというよりは、ある程度こちらの
主張もそこですることができるということなので、しっかりとその事業の内容、目
的等を踏まえながら言うべきことを、要求すべきことは要求しながら。構成員に入っ
たしこれからも入ることは間違いありませんので、そういう形の中で進めていきたい
なというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ありがとうございます。以上で一般質問を終わります。

○議長（菊地利勝） 以上で、8番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後3時20分といたします。

（午後3時01分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後3時20分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 6番佐原佐百合君より通告がありました「SDGsの目標達成に必
要な取組は」ほか1件の質問を許します。6番。

○6番（佐原佐百合） 6番佐原佐百合です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります2件について質問いた
します。

初めに、SDGsの目標達成に必要な取組について伺います。

SDGsについては、2020年3月の定例会に続いて今回2回目の質問になりま
す。2015年に国連総会で採択されたSDGs、持続可能な開発目標という言葉は
大分浸透し、知名度が高まってきました。多くの人がSDGsだけでなく、SDGs
の17の目標と169のターゲットについても知るようになってきたのではないかと
思います。

本村の中学生は、3年前にSDGsを学んでいました。そして、2年前の
2020年2月、当時の2年生が教育委員会の授業、コミュニティ広場の中でSDG
sの視点から大玉村保育所、あだたらの里直売所、娯楽施設やショッピングセンター
について地域の課題を検証し、大玉村の10年後、大玉村の未来の職場について提言
してくれました。

現状把握、魅力の発見、課題を見つけ地域全体で子どもたちを育てる職場、大玉に
人がつなぐ職場、大玉村の魅力を生かした職場、自分の村に誇りを持ち働ける村の提
案まで、しっかりとした発表でした。私自身も提案するときには見習わなければいけ
ないなと思ったほどです。

本村でも第5次大玉村総合振興計画の基本計画に、SDGsの達成に向けた17の目標を盛り込み、全戸に今年配布しました。この振興計画を見た住民の方から、SDGsという言葉やマークは知っていても内容は知らないという声も聞きました。私たち一人一人がSDGsを知り意識することは、本村の課題を解決し、住民の生活をよりよくするための第一歩につながると私は考えています。

住民と行政が一つになり、基本計画の推進に取り組むことができれば、ゴールとされる2030年を迎える頃には、より豊かで幸せで楽しいと思える大玉村の未来像が描けるようになるのではないのでしょうか。

そこで伺います。

どう行動していいか分からないという住民の方に、SDGsの大切さを伝え、行動を行うきっかけづくりになるような出前講座などの勉強会が必要だと考えます。取り組むことはできないか伺います。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 6番議員さんにお答えいたします。

令和4年度こおりやま連携中枢都市圏の事業として、こおりやま広域圏SDGs出前講座の事業取組が提案されております。本事業を活用し、住民の方々にSDGsの大切さを伝え、行動を行うきっかけづくりになるよう、新型コロナウイルス感染症の状況も見ながら事業実施に向け計画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 令和4年度に広域圏のほうで出前講座のようなもの、そちらに住民の方が参加できるということであれば、ぜひ周知のほうもしていただいて、コロナが収まっていればいいなと思っております。私もそこを提案しようと思っていたのですが、郡山市では様々な場所とかオンラインなどでかなり経験を積んでいるので、分かりやすく説明していただけるのではないかなと思いました。

そのほかにもう一つ提案がありまして、SDGsで地方創生カードゲームという体験型の学習会があるのはご存じでしょうか。私は、世界規模のカードゲームはやったときあるんですけども、このゲームはSDGsを多様なプロジェクトの実行を通じて、行政と市民による協働を体験できるカードゲームなので、世界規模ではなくて、ちょっと小さな地域規模のカードにつくり変えたようで、地方創生が今うまくいっているケースと、そうでないケースの間にある違いは何かなどをアクションする上で、ハードルや生じる課題は何かを体験を通して理解するゲームのようなので、参加者一人一人が行動変容、行動を起こすきっかけ、そこを提供してくれるゲームではないかなと思うので、ぜひその辺も何か養成してくれる、コーディネーターを養成するようなものもあるようなので、ぜひ職員の方勉強していただいて、何か議員と私たちと一緒にできたらいいななんて思うので、ぜひこういうのも使っていただければと思います。

再度、考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 6番議員さんにお答えいたします。

今ほどお話のありましたカードゲームにつきましては、こちらもおおりやま広域圏の職員の研修の中で、カードゲームを使った研修がございまして、うちの職員も参加させていただいております。あと、本宮市でも住民の方を対象にカードゲームを使ったSDGsを普及するような事業をやっております。

先ほど申し上げたとおり、令和4年度、こおりやま広域圏の事業の中でそういったものも取り組めないか、併せて検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） ぜひ頭の中で勉強して入る人と、やっぱり実際に体験をして感じる方というのもいると思うので、目に見える形だったので私もすんなり、完璧ではないですけど入ってきたので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、令和元年12月から令和2年8月までの全9回、広報おたまでSDGsについて紹介されてきました。目標を達成するための具体的な例も盛り込まれており、とてもよくまとまっていました。公式ホームページで公開されていますが、掲載されているページまでたどり着くのに意外と分かりにくくて、せっかく作成した資料なので誰でもが見られるようなリーフレットを作成して配布してはどうかななんて思いました。2年前のことではあるんですけども、最終目標のところには2年後の、今のコロナの、お互いに支え合おうみたいなことが書いてあって、先を見越しているなんて思ってちょっと感動して読み直したりしていたのですが、ぜひあるものを活用して、いいものをつくったらいいなと思うんですけども、考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 6番議員さんにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり令和元年12月から令和2年8月までの全9回、SDGsについて住民の方々に分かりやすく紹介するための記事を広報紙のほうに掲載させていただきました。

今後ですが、リーフレットの作成も含めまして、ホームページ、あとは出前講座、各種会合、広報など、様々な機会を捉えてさらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 村の事業の配布チラシなどに17の目標のロゴマークを掲載すれば、より住民の関心も高まるのではないかと思います。それプラス、作業が増えるのかもしれないのですがと思ったんですが、先ほど庁内の発議書には、マークをSDGsを考えていっちゃるということだったので、可能かなと思うのですが、マークの表示とともに、この事業ではSDGsをどう使うのか、何のために取り組むのかも簡単に書いてあると住民の皆さんの協力も得られやすいんじゃないかななんて思いました。

た。本当は検討してみてくださいと答弁を求めるつもりではなかったんですが、でき
そうなので、この件についてはどうでしょうか。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 6番議員さんにお答えいたします。

議員からお話ありましたとおり、現在、庁内では第5次大玉村総合振興計画の完成
に合わせまして、事務事業を実施する際に作成する発議書に当該事務事業の目的や効
果が、SDGsの17の目標のどれに該当するかを表示しております。今後、事業周
知チラシ等にロゴマークを掲載することにつきましては、健康ポイント手帳など、一
部で実施している例もございますが、今後は改めて掲載可能なものについては掲載す
るよう、庁内で意思統一を図ってまいりたいと思います。その際にその事業の効果、
SDGsにどのように関わっているかとかというところも掲載できるかどうか検討し
ていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） ぜひ皆さんに分かるような形で広めていただければと思
います。

SDGsの目標達成まで2030年といいますが、あと8年です。先が見えるよ
うで、長いような短いような年数なんですが、このSDGsを推進することで、村長、
教育長の描く大玉村の未来像を聞かせていただけるでしょうか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 6番議員さんにお答えいたします。

SDGsの考え方、17の目標について、最終的にはやっぱり日常の中で意識する
なり、無意識なりでも、その17の目標に基づいて行動しましょうねと、これは世界
的な目標ということですが、誰一人取り残さない社会ということで、全てを自然環境、
地球温暖化から貧困まで含めて目標としておりますので、これはこれから、先ほど言
いましたように、令和4年度以降もしっかりと10年、20年後の大玉村、どうい
う村をつくるかということ念頭にしながら各種事業を今、継続したり、新たに取り組
んだりしておりますので、大玉村に住んでよかったと、これからも住んでいきたい
というような村、住民の方が満足して住んでいただける村になっていることを理想と
して進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 6番議員さんにお答えします。

先ほど2年前の大玉中の取組について紹介していただきまして、ありがとうございました。

大玉村の教育の基本計画、教育大綱というんですけれども、それを今年2年に策定
いたしました。来年度から9年間にわたる大玉の教育の基本政策なんですけれども、
その中に基本目標、それからもう一つ、目指す人間像というのを掲げています。

1つ申し上げますと、「共に支え合い自尊心を持った人」、どういうことかといいますと、自分を愛し、そして他人を愛せる人、そういった人を育成しましょうということです。

2つ目として、「多様な個性を生かし未来を切り拓く力を持った人」、もう少し具体的に言いますと、社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を発揮し、社会や地域を創造することができる人。こういったことで5つの目指す人間像を掲げております。

このことは、SDGsが目指します基本理念であります誰一人取り残さない社会づくりに相通じるものだというふうに捉えております。したがって、この教育ビジョン大綱を基にしまして、学校教育におきましては、改訂された学習指導要綱に基づきながら、大玉ならではの教育、これは主に総合的な学習とかそういったことが入るんですけども、それで子どもたちが取り組んでいます様々なこと、これを目指す人間像に向かって取り組んでいくことによって、それからまた、生涯学習におきましては、地域ぐるみの学習活動、あるいはスポーツ活動、ふるさと文化の振興等においてSDGsの趣旨を取り入れながら事業展開を進めてまいりたいというふうに思っております。

その際大事なことは、一人一人が主体的に当事者意識を持って取り組むということ。非常に大きな目標でございますので、そこで実はこのことに、SDGsが国連採択するずっと前、昭和から平成にかけて環境問題が大変大きな世界的な問題になりました。環境教育をどうしたらいいかというようなことを考えたときに、そのときに合言葉というか標語が、「シンク・グローバリー」、大きな規模で考えましょう。そして、「アクト・ローカリー」、アクトというのは行動です。足元から実践していきましょう。そういったことを基にしてずっと環境教育を進めていきました。こういった考え方が非常に私は大事だと思っておりますので、そんなことを大事にしながらこれに取り組んでいくというようなこと、そのことによってSDGsの基本理念であります誰一人取り残さない社会の実現に近づいていくのかなと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） ありがとうございます。

教育長、たくさんお話ししてくれたので、今、自分の頭の中でどうまとめようかなと思っておりますが、村長がおっしゃったとおり、私も自分の生活の中でやっばりできることからまずかなとは思っております。

その中で教育長の話の聞いていると、子どもたちはたくさんのことを学ぶような感じなので、やはり子どもさんたちだけではなくて、大人が学ぶのも大切だなと思って聞いておりました。

それから、環境教育の大きな規模で、足元からという今お話だったんですけども、今、SDGsのマークの表示方法が、ずらっと17が並んでいるのではなくて、SD

G s ウェディングケーキとって、ウェディングケーキのような形になっていて、一番下、環境とか、一番基礎となる地盤がきちっとしていないと、その上に経済だったりとか、人だったりとかが動いていかないというのをちょっと今想像して、それにつながるのかななんて思っております。

そうなんですよ、SDG s、1人ではできないので、子どもたちが当事者意識を持ちながらとか、相手を思いやるといのは、まさにSDG sの考え方なのかなと思っております。お二人のお話を聞いて、8年後、8年後と言わずその先も大玉村に住んでよかったですと思えるような村になっていくのではないかなと思っておりますので、ぜひ村をよりよくするための取組を今後も考えていただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。

高齢者支援の充実について伺います。

全国的に高齢化が進む中、今後、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年には、要介護認定者の増加がさらに進むとされています。今後、独り暮らしや夫婦二人暮らし世帯、認知症の高齢者の増加や老老介護などによる介護力の低下など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化していくと考えられます。

介護が必要になったとき、高齢者や家族の中には施設に入所するよりもできれば住み慣れた家、または地域、または家族と一緒に過ごしたいと願う方も多いと思います。介護をする家族は、介護により就労できないことによる経済的な負担のほか、在宅での365日24時間の介護による精神的かつ肉体的な負担を抱え、介護疲れやストレスにつながる場合があります。本当に家族だとなかなか優しくなれないという思いの中、いろんなことをやっていると思います。

また、50代では親の介護、70代ではもしかしたら配偶者の介護に直面することになり、将来的な介護生活に不安を感じている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。住み慣れた家で、元気に生き生きと笑顔で楽しく暮らせるように、支援が必要としている高齢者と、世話をする家族の負担を軽減するために、自立支援と介護予防など、高齢者支援の見直しや改善が必要だと考え質問いたします。

まず初めに、介護用品購入助成について伺います。

紙おむつなどの介護用品購入助成を受けている世帯の件数と、年間の助成額を伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 6番議員さんの質問にお答えいたします。

介護用品等購入助成事業につきましては、今年度、延べ34世帯に利用券を発行し、助成してございます。

また、助成額につきましては、1人当たり1か月につき3,000円、29年度までは県の補助事業でありましたが、現在、村単独事業で実施しております。非課税世帯につきましては、1か月につき6,000円、現在7世帯登録になっておまして、今年度につきましては、2月末現在ですが、34世帯で、金額につきましては76万6,437円を助成しております。

参考までになんですが、令和元年度については登録人数が29人、事業費が63万2,884円、令和2年が33人、金額が94万5,005円ということで、年々増加傾向にあります。

以上です。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 今年度34人ということですが、介護認定を受けていらっしゃる方の、大体対象となっている方の何パーセントぐらいになるのでしょうか。3分の1ぐらいですか。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 6番議員さんに再度お答えいたします。

行政報告でも人数については報告しておりますが、現在要介護5の方が37人、要介護4の方が65人ということで、102名が対象となっていて、34人ですので、ほぼ33%、3分の1の方が利用されている状況でございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） ありがとうございます。

尿漏れは高齢者に多く見られるトラブルであり、男女共に経験があると言われております。皆さんはないかもしれませんが高齢者にとって尿漏れは自尊心を傷つけることにもなりかねます。尿が漏れることで不安で外出ができなく、おっくうになってしまったりとか、精神的な苦痛をもたらしたり、活動の幅を狭めてしまうということもあります。そこで伺います。

紙おむつなどの介護用品購入助成を受けられる対象者は、先ほどもお話ありましたが介護4以上に認定された在宅高齢者などですが、要支援者や要介護1の方でも必要としている方がいます。対象を拡大することができないか伺います。この質問は同僚議員からも何回も質問されていることですので、こちらについて伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 6番議員さんに再度お答えいたします。

この高齢者等介護用品購入助成事業につきましては、ご指摘のとおり65歳以上の方で、なおかつ要介護4または5の方が対象となっておりますが、要介護認定を受けていない方についても同程度と認められる方については対象となっております。この状況なんですが、例えば認定を申請している途中とかということで、そういった状態になっている方も含まれるということです。

また、要件の中には在宅で3か月にわたって常時介護用品を使用している方という支給要件がございますので、使用状況を確認の上、支給決定をしている状況でございます。

続いての関連で、対象者の拡大についてでございますが、こちらにつきましてはご指摘のとおり何度か質問を受けておりまして、内容について検討しております。要支援者や要介護1の方までの拡大も検討いたしましたが、段階的な対象者の拡大とし

まして、令和4年度、来年度から要介護3の方まで対象者を広げたいと考えております。金額につきましては同じ額ではなくて、助成額を月額2,000円として実施したいと考えております。なお、さらなる対象者の拡大につきましては、改めてまた検討したいと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 令和4年度から介護3からということで検討させていただけたということですね、ありがとうございます。

1つちょっと確認なんですけれども、先ほど65歳以上で介護認定を受けていなくても、多分審査があるんだと思うんですけれども、同程度の対象になっている、認定を受けていなくてもそういう対象になっている方でも必要と認められれば助成が受けられるというふうに今受け止めたんですけれども、文言の中の在宅高齢者など、このなどにそういう人たちが含まれるということでしょうか。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） ただいまのご質問ですが、先ほどもちょっとよく説明できなかったかもしれないですが、同程度と認められる方というのも対象者になっていきますが、在宅で3か月以上そういった介護用品を使っているということが要件になっておりますので、全ての人が該当するということではないのですが、要介護状態1から5まであります。4以上が該当ということなんですけど、要介護3であっても限りなく4に近い方も多分いらっちゃって、認定の更新の申請とかやっている最中にも補助できるような形でということでこういった要件がございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 令和4年度からは3からになるということですが、私としては金額とか、ありがたいんですけれども、それよりもやはり幅を広げてほしくて、対象の幅を広げることに意味があるなと思っておりまして。認知症でも要介護1程度の人であれば、認知症になるとトイレが急に近くなります。あとトイレの場所も忘れてたりとか、あと要支援の方でも足腰が悪くてトイレに間に合わないという方もいます。

例えば、夫婦2人で今まで何ら問題なく過ごされていたんですけれども、やはりどちらかが足腰が悪くなってトイレに行くのが間に合わず、着替えを何度もするようになってしまったと、そうすると奥様は、性別言っちゃったんですけれども、そのたびに今までやらなくてよかった洗濯物が増えたりとか、あとは今度着替えをするための着替えを、今までやっておかなかった準備をしておくようになったというお話もあります。男性は特にパットというものは、すみませんこういう話をして、やはりつけにくいらしくて、失禁用のパンツ、結構高いんですけれどもそちらのほうがいいのか、そんな話も聞きます。

それと、介護認定を受ける方は、多分入院をされたりとかのときに認定を受けると思うんですけれども、元気になって介護認定が少し、例えば4から1になりましたと

か、2になったときに、今までお世話になっていたんだけど、十分分かってはいるんだけど気持ち的になんか村から見放されちゃった気がするみたいな、そういう気持ち的な部分もあります。なので、あともう一つ、尿漏れが不安で水を飲まない、水分が取れないということは脱水症状を起こしやすくなるということもあります。

二本松市は、要介護1以上と認定された方で在宅高齢者65歳以上介護している方に対して月額3,000円を上限として年2回給付しています。月にすると500円だと思います。なので、軽失禁用のパット、おむつまでいかなくても軽失禁用であれば500円で、券はおつりが出ないので500円でも十分間に合うかなと思っております。

先ほど介護認定を受けている方の30%ちょっとの方の利用だったので、全員が多分利用するわけではないと思うので、もう少しその辺広げていただけるといいんじゃないかなと思います。郡山市なんかも要介護1から5に認定されていて、かつ市民税が非課税の方に給付していたりとかあります。先ほども言いましたが、全員が利用するわけではないと思うので、もう少し幅を広げるような努力をしていただけないかなと思います。

再度質問です。

要支援者や要介護1、2の方の支援をどのように考えるのかお伺いします。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 6番議員さんにお答えいたします。

おむつが必要だという認識は十分に持っていたわけですが、個々の事情というところまではちょっと踏み込んで理解はしていなかった部分もございますので、その辺少し、3まで拡大したというふうにして当初予算に載っておりますから、それが必要としている人がほかにもどの程度いるのか、予算を伴うものですから、ここではいというわけにはまいりませんので、少し実態を調べさせていただくのと、あと介護の認定を受けるときに、審査会というか、医者が書きますね、こういう状況だという所見を、そこにおむつが必要かどうかというチェック欄があるようですので、その辺も改めてもう一回確認をして、チェックのあるところについてどのように扱うかということも含めて、少し検討させていただきます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 私も多くの方に確認をしたわけではないので、どうしてもデリケートな問題なのでご本人を前には聞けないので、ご本人がいなくなったときにちょっとあの感じだったので、ケアマネさんだったり、ヘルパーさんとかはその辺分かると思うので、もう少し聞き取りをしていただければなと思います。決して、何でも上げてやってくださいと言っているのではなくて、ただ支援を必要としている方に村としてちょっと寄り添ってあげる、あなた方、行政は皆さんをちゃんと見ていますよ、そういう気持ち的な部分があってもいいのかななんて思います。

次に、介護用品購入助成を、介護認定が下がると、先ほども言いましたが下がるときに助成が受けられていたことを知らなかったり、高齢者だから多分何か支援しても

らえるんだよということでレシートも取っている方もいました。子どもさんから何かそういうのあるからレシート取りあえず取っておいてみたらと言われていたみたいで、私のほうから、ごめんね多分要支援1は対象にならないから、多分レシート無理かもというお話をさせていただいたんですけれども、やはり介護認定が4以上の方だったときには多分お話があったんでしょうけれども、いろんな手続きがいっぱいで忘れてしまったのではないのかなとも思いますし、やはりせっかく利用できるサービスなので、必要としている方に何かうまく伝わる方法はないか伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 6番議員さんに再度お答えいたします。

まずこちらの介護用品購入助成事業で該当、購入できる商品についてちょっとご説明したいと思うのですが、購入できる介護用品につきましては、先ほど来出ている紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、おしり拭き、ドライシャンプー、防水シート、こういったものなんですけど、主に在宅の重度の介護を要する方が主に毎日使うということで、経済的な負担を減らすために始まった事業でございます。

周知の方法等なんですけど、主に要介護認定者でありますので、認定確認、申請のとき、または更新の際等に村の担当者はもちろんですが、担当のケアマネジャーという方がつきますので、そのケアマネジャーさんを通して利用者にお知らせしております。ただ最初の説明で一遍に聞いてしまうので、なかなか忘れてしまったりということもあると思いますので、引き続き関係機関と連携を図りながら周知に努めてまいりたいと思っております。

また、要介護認定を受けていない方々への周知についてでございますが、なかなか販売店とかで、郡山市さんとかのように商店が独自に自分で販売のために該当しますよ、認定されている方はとかとお知らせをしている方もいらっしゃいますが、介護認定申請などをする場合に、同程度と認められる方についても、先ほども申しましたように該当するということがありますので、在宅3か月という要件はございますが、全ての高齢者の皆様が対象となるわけではないということを申し添えて、誤解を招くことのないように、令和4年度の新たな対象者の拡大のお知らせに合わせて周知徹底を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） ぜひ皆さん必要としている方に手が届くような、そんな支援をお願いいたします。

次に、介護用品を大きなスーパーやドラッグストア……

○議長（菊地利勝） 6番さん、ちょっとお待ちください。

ここで議長からお伺いします。

議事の進行上、本日の会議時間をあらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認め、会議時間を延長することといたしました。

はい、6番さんどうぞ。

○6番（佐原佐百合） 介護用品を大きなスーパーやドラッグストアでは人との触れ合いはないと思います。人との触れ合いや見守りのために介護用品を村内の商店で購入できたり、または商店から届けられる仕組みができないか伺います。

商店にも多少お金が動きますし、人と話すことで介護者の方も心が落ち着く場合があると思いますので、その辺お伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 6番議員さんに再度お答えします。

まず、現在の状況を説明してから答弁したいと思うんですが、高齢者のこの補助事業、介護用品の購入補助事業につきまして、利用券を利用できる商店、村内ではPLANT-5大玉店の1店舗でございます。なお、村外では本宮市内の国崎薬局さん、遠藤薬局さん、ウエルシア本宮店さんの3店舗、さらに店舗販売ではなくて自宅までの配達という形でやっている事業所が、本宮市内で東京インテリアメディカルサービス福島さんと、マインドさんの2事業所ございます。合わせて6事業所が利用対象可能となっております。

先ほどの触れ合い等のこともありますということで、村内の商店ということでございますが、村内の商店等を販売店にするためには、各商店の皆様の協力がまず必要となります。ということで、大玉村の商工会さんなどと連携、協議の上、検討してまいりたいと考えております。また、触れ合いや見守りを届ける仕組みということで、当面配達可能な事業所の活用、先ほど申し上げました2事業所の活用をお願いしまして、村内取扱店事業所について、新たにこれから立地されるかもしれませんので、配達可能かどうかについてもそちらとまた協議、今後していきたいと思っておりますので、今後、総合的に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） ぜひSDGsの考えの下、企業と連携してうまく何か仕組みを考えていただければと思います。

次に、配食サービスについてです。

高齢になるほど低栄養傾向が増加されると言われています。高齢者の低栄養の要因には、心身機能の低下もあると言われております。作ることが面倒だったり、食材を購入する店舗へ行けなかったりということも考えられます。栄養を取ることは大切なこと、あるもので食べるからいいんだよという方もいらっしゃいますが、ひとり暮らしの方、もしくは息子さんと暮らしていたりというとなかなかそこは難しいところがあると思います。

そこで伺います。

配食サービスを通して安否確認や触れ合いを図っている「かあちゃん弁当」の活動支援の現状をお伺いします。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 6番議員さんに再度お答えいたします。

配食サービスということのご質問でございます。独り暮らし高齢者への配食サービスとして実施しておりますのは、大玉村では「かあちゃん弁当」のほうになります。

こちらにつきましては、対象者が65歳以上の独り暮らしの方、もしくは高齢者のみの世帯の方々などを対象としております。現在は登録されている方に月2回、年間ですが4回は夕食です。月2回が基本です。年間で4回が夕食あります。4回だけ夕食。全体では月2回です。ボランティアの皆さんにより調理されたお弁当を届けるとともに、配送ボランティアの皆さんが利用者の皆さんのところに届けるということで、安否確認を行う活動として実施しております。

活動状況ということですので、まずボランティアの方々には90名登録されております。配送のボランティアさんが24人です。利用の形態といたしましては、1食につき100円だけ自己負担をいただいております。現在は、社会福祉協議会さんのほうで行っていただいているんですが、食材等運営経費について村の社会福祉協議会さんを通じて村が支援しているということでございます。

配食サービスの実績を参考までにお知らせしますと、令和2年度については登録が38人で延べ500食、令和元年度が53人の登録で延べ724食、今年度については、現在38名の登録で、途中経過ですが329食を1月末現在で配達してございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） ボランティアさんの数がこんなにいたとは思いませんでした。

38人の登録ということで、介護保険の基本計画のアンケートを見たときに、日中1人になる人は332人ぐらいいたと思うんですけども、そのうちの38人なんだと、今ちょっと思いまして、せっかくこのかあちゃん弁当の低価格で手紙なども添えられていて、すごくいい事業だなと思うんですけども、作るのとか大変なのかななんて思っておりました。

もしこれがもっと継続できるならいいのかなと思うんですけども、その辺の課題はちょっとまた後で聞くとしまして、先ほども月2回ということで、曜日が決まっているんですが、かあちゃん弁当を利用したくても曜日が合わずに利用できないという人もいます。そういう方に対して民間企業などと連携して、同じようなことまではいかないと思いますけれども、必要なときに配食サービスでお弁当が届けられて、見守りもできて触れ合いができるような、そんな村独自の取組ができないかお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 6番議員さんに再度お答えいたします。

かあちゃん弁当のほうを利用したくても利用できないという方から、配食サービスを利用したいという要望があることは認識してございます。しかし、かあちゃん弁当

のほうにつきましては、食材の準備以外ボランティアの皆さんに全て頼っておりますので、1日に作ることでできるお弁当の数には限りがあります。対象者の拡大及び実施回数の増加が現在難しい状況でございます。

しかし、お弁当について、食材とかお弁当そのものを利用者宅まで配達していただける宅配を利用した事業を行っている民間の事業者さんも何社かございます。既に利用されている独り暮らし高齢者の皆さん等もいることも認識しております。村としましては、今後どのようなことができるか検討してまいりたいと思っています。

参考までに何社かというところで、大体、社名を出してしまうとなかなかあれなんですけど、参考までに聞いていただきたいと思うんですが、例えば、まごころ弁当さんとか、セブンイレブンのセブンミールさん、JAふれあいさん、あとはよく聞くワタミさん、あとはミールタイムさん等、何社かございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 実費で支払うのは仕方ないとは思っています。届ける体制、ボランティアなどの仕組みであったり、ボランティア団体かNPOがあればいいんでしょうけれども、シルバー人材センターの方にといいものもあるのかなんてちょっと思いましたが、何らかの策を検討していただければと思います。

次に、タブレット配布で高齢者の生きがいづくりについてということで、コロナ禍で地域のサロンや元気づくり体操、ボランティア活動など、様々な事業が中止や再開を繰り返しています。そんな生活も3年目に入りました。コロナが終わったらなどと言わずに、新たな感染症の流行やデジタル化社会の変化に対応ができるよう、高齢者にタブレットを配布して見守りや声かけ、生涯学習、健康づくり講座などの取組ができなにかお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 6番議員さんに再度お答えいたします。

ご指摘のとおりタブレットに限らずパソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の普及に伴いまして、高齢者の生きがいづくりにおいても様々な可能性が広がってきていると思っております。

なお、コロナ禍におきまして外出自粛や地域活動の中止などにより自宅生活が続く高齢者の皆様には、運動不足はもとよりコミュニケーションの不足による認知症の進行など、様々な影響が出ているのではないかと考えてございます。

もしやるとした場合、配布対象者をどのようにしたらよいか、また、購入の費用、通信料などの財政負担のための補助事業があるかないか、また、使用方法の講習、さらにメンテナンスなどクリアすべき課題事項が多くございますので、先進事例などを参考に今後検討させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） タブレットがあればということで、元気づくり会に参加した方な

んですけれども、1回行ったけれど次からは行かないという方がいました。多分その方は足腰が悪くて、そんな中自分が動けないのをみんなに見られるのが恥ずかしいという思いがあった気がします。そういう方が、まずどういうものか慣れるために、タブレットを通してみんなのやっているのを見て、これならできると思ったら参加できるようになるんじゃないかなとも思います。

それから、休まず通っていた方は、定期的な健診の数値がよくなったと言っていました。それがコロナでやれなくなってしまって、何かちょっとその辺も心配していました。それから、やはり人と会うこと、コミュニケーションツールとして対面が一番なんでしょうけれども、やはりタブレットを通してでも人と話せるということは新しいものへのチャレンジとして脳の活性化にもなりますし、みんなと顔を合わせるといふ部分でいいと思いますので、ぜひ実施していただければと思います。

先ほど予算と言っていたので、言わないでおこうと思ったんですが、実は、SDGsアクションプラン2022というのが出ていまして、その中にいろんな事業が書いてありました。その中の1つに、高齢者のデジタル化の遅れをとらないためにとという施策があって、後で見てもらおうといいんですけれども、そこに令和4年度の予算が、億のお金がついていました。なので、もしかしたらそういうのがあるのかなと思うので、ぜひ。

それから、先月の全員協議会のときに、以前私たちが研修に行った大蔵村の広報紙、毎回来るんですけれども、それを見たら、もう大蔵村ではタブレットを65歳以上の高齢者を対象に配布しているらしく、それに対しての質問がありました。大蔵村での人口でもできるのか、でもどうやってあれているのかなということもありましたので、ちょっと私のほうでも調べ切れていないのですが、同じ村レベルでもやっているところはあるので、ぜひ検討していただいて、多分もうこれから65歳以上の人たちは使えると思いますので、ぜひ何らかの方法を考えていただきたいと思います。

本村では誰もが笑顔あふれる日々を過ごすことができるように、空はればれ、心あったかみんなで支えあう大玉村の基本理念の下、様々な高齢者施策が進められています。今後も高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者に寄り添った自立支援と介護予防などの支援の充実を要望し、私の一般質問を終わります。

○議長（菊地利勝） 以上で、6番佐原佐百合君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後4時20分といたします。

（午後4時10分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後4時20分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 10番須藤軍蔵君より通告がありました「村民の健康増進活動について」ほか1件の質問を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） 議長の許可の下に通告いたしておりました質問を行います。

初めに、村民の健康増進活動についてであります。

新型コロナウイルス感染症は、本村においても連日増えておりまして、長期化する中で子どもたちをはじめ、日常の暮らしにも一人一人の心と健康にも大きな影響を与え続けているという状況下にあるわけでありまして。これらの課題については、先ほどの質問者に対するそれぞれのご答弁をいただいたところでありますので、私からはこの件での繰り返しはいたしません、やはり村の基本的な感染症対策の方向づけというものを基にしながら村民も一緒になってこのことに取り組むということで、一日も早い収束を願っているところであります。

それでは質問であります、まず初めに、大玉村の健康長寿村民会議というものが発足しまして、またこれもコロナとの関わりがありますが、これらについてはなかなか開催してどうのこうのということもできなかったというふうには思いますけれども、その中でもそういう事業で取り組んだ活動、あるいはその成果、特徴点ということについて、まず最初にお伺いをいたします。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 10番議員さんにお答えいたします。

健康長寿推進村民会議につきましては、今年度は新型コロナウイルス感染症が比較的落ち着いておりました11月30日に、今年度第1回の会議を実施しております。令和3年度の事業実施状況の報告と令和4年度の事業計画について、委員の皆様にご協議をいただいております。

また、令和3年度の実施状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、事業の中止や変更が多くなってございます。特徴的事業としましては、コロナ禍でも実施することができるという事業で、例えば、ウォーキング事業や名倉山登山などの屋外活動など、個人で実施可能なものを中心に健康ポイント事業などとして、多くの村民の皆さんに参加をいただいております。

また、特徴ということなので、健診事業についても後の質問のとおり力を入れてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 今ほどちょっと触れられた健診関係でも特にお尋ねしますが、大玉村でのいわゆる病気により亡くなる方、その原因は、この前健診の通知、受けるかということについての中にも入っておりましたが、やっぱり1番はがんで40%、心臓病36%、それから脳疾患等々で12%だと、こういうふうに言われております。

したがって、こういうものをやっぱり早期に対応するためには、それだけ健診というのもしっかり大事なんだなというふうに改めて思うところではあります、一律ではありませんけれども、大体受診率というのは30%台で、高くても三十八、九%の受診率というふうに令和2年の成果報告では出ております。一律ではないんですけれども、高いものもあるんですけれども、こうした状況を村としてはどういうふうにつえ

ているか。また、健診を受けないんだという理由というのもあると思うんです。それはどのようなことで受けないんだというふうに見られているか。そうした上で、それでは今年の健診の重点課題は何だということについて、あればお答えをいただきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 10番議員さんにお答えいたします。

まず、先ほどの受診率をどう見るかということにつきましては、各健診多少の違いはございますが、おおむね13%から39%の受診率というご指摘のとおりでございます。近隣市町村と比較しましても特に低い数値ではございませんが、今後も普及啓発活動を実施することなどにより受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、受診しない理由につきましては、村が実施しております、2月頃、意向調査ということで健診申込み調査票の中の結果から、「職場で受ける」というものが31.63%と一番多く、続きまして、「自分で定期的に健診を受けている」、また「治療中」などが15.03%、次いで、「忙しくて行けない」、また「健康だからいい」、「面倒だ」というものが6.4%というような状況になってございます。

続きまして、健診の力点という部分なんです、コロナ禍におきまして運動不足やストレス過剰による健康不安の解消のため、今年度、令和3年度よりPET健診のほうを実施しております。PET健診の説明なんです、陽電子放出断層撮影装置、PET装置及びCT、コンピューター断層撮影装置等を利用した検査でございます。このPETがん検診のほう、対象者としまして今年度につきましては11月から開始しておりますが50歳の方、60歳の方を対象としております。約200名ほどの方だったんですが、基本コース、自己負担半分ぐらいということで3万円の自己負担で受けられるもの、また充実コースということで自己負担が4万円で受けられるものということで、それぞれ一部補助を実施しまして、がんの早期発見と村民の皆さんの経済的な負担軽減ということで実施してございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） PETということで、特にそういう問題についてもしっかりと取り組むという状況になっているというのは特徴だなというふうに思いましたが、この受けない理由での会社でやっている、あるいは今それぞれ自分でやっているということは、これは実際はやっていると同じに解釈すれば、かなり表面に出てくるよりは受診率は高い、6.5%が健康だとかということなのかなというふうにすれば、かなり受け止め方としては私自身が間違っていたのかなというふうに思いますが、これほど受けないでは困ったなというふうに思ったものだから、この健診は共通の受けるということは課題だと思います。

私ごとで恐縮なんですけれども、俺は何だったんだべということで、胃袋全部取ってリンパが出てステージ3だとかと言われたと思って、一体何してたんだと思って医療機関に連絡を取って、そうしたら今の記録に残っている限りでは、1999年から

と言いますから、平成11年から去年まで16回受けていると、そのほか村のドッグもやっているし、ほかのいつも行っている医者とけんかしたりして別のところ受けてりしてやっていますから、大体ほぼほぼ受けているのにもかかわらず、この年になるまで見つけられなかったのかというふうに思ったり、逆に今の時期でも見つかったんだから、健診やったから見つかったんだからいいのかと思うかは、今迷っているところですけども、いずれにしてもやっぱり健診を受けるということが後々の村の負担にも、あるいは自分の負担にもつながってくるということですので、なぜさっき健康増進運動取り組んでいるのかということを知ったのは、そういう取組というのが健康に全体としてはつながってくる。

同じ経験でまた恐縮なんですけれども、例えば1か月も1か月半もただ寝ていると、自分の足を上げてみるといったって上がらなくなる。そういう状況なんです。けれども、元気づくり体操にずっと今まで参加していたものだからスクワットだけはできるんです。これはやっぱりそのおかげだなというふうに思ったものですから、そういう取組というのは、あるいはまたポイント事業、これは健康につながり、若干の楽しみ、お金にもつながる、非常にいいことだから、そういうことをマッチングすることによってより効果を上げられる、あるいは健康づくりの裾野を広げるというためにも大事だなと思いますので、現場でそういう段取りをしている人たちも、おめえら一生懸命やっているからそういうふうに広がったんだよということも大事だと思うので、そういうものとのセットによって引き続き健康づくりというものにさらに深めていく必要があるだろうということで考えますので、これらについての考え方についても伺っておきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 10番議員さんに再度お答えいたします。

健診と健康長寿推進の取組をセットにつなげられないかというご質問でございます。健康長寿推進村民会議を設立した当初から、役場内では各課が連携して事業を実施してございます。

事業間の連携につきましては、健康長寿推進事業として実施しております。例えば、食の基本推進事業、こちらについては、先ほど来話に出ている総合健診、集団健診時に合わせて、健診受診者に対しまして減塩みそ汁の試飲による減塩指導、また、日頃の野菜摂取状況等を数値化してみることが出来る野菜摂取充足度測定というんですが、いわゆるベジチェックというもので、タブレットのものなんですが、そういったものを実施してまいりました。

また、健康ポイント事業におきましては、各種健診を受診するとポイントが付与されるということにしております。これによって受診率の向上にも努めてございます。セットという意味です。今後も健康長寿推進村民会議を中心としまして、関係各課との事業連携に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 答弁ありがとうございました。

次に、農業振興施策についてお尋ねをいたします。

昨年の12月議会の一般質問者9名の中で6名の方が、それぞれ取り上げる角度は違いましたけれども、6名の方が農業問題に心配をする。そうした中での質問があったということ、私、欠席、初めて長年の間でしてしまったんですけども、よく読ませていただきました。そういう中でやっぱり改めてこの村では農業が大事なんだな、みんながそう考えてくれているんだなということを感じたところであります。そういうことを含めて、今、新たな課題ができていくことについていろいろとお尋ねをしていきたいと思います。

まず最初に、令和3年度であります、中山間地域直接払事業における実施の農家戸数と面積及びその金額についてお伺いをいたします。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（渡辺雅彦） 10番議員さんにお答えいたします。

中山間地域等直接支払事業につきましては、現在15組織で取組を行っているところでございます。戸数につきましては245戸が参加しておりまして、面積につきましては15組織で230.9ヘクタール、補助額につきましては4,841万9,039円ということになってございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。

次に、水田活用直接払事業というのがありますよね。これらの令和3年度の実績、今言ったように面積なり金額というものについてお尋ねをし、併せて今ほど言われたこの中山間事業の直接払いの事業の面積と金額、合わせたものについてもお尋ねをいたします。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（渡辺雅彦） 10番議員さんにお答えいたします。

水田活用直接支払交付金事業につきましては、延べ188戸が交付対象となっております。取組面積につきましては約337.9ヘクタール、交付額につきましては1億668万163円となっております。

中山間地域直接支払との合計になりますけれども、取組戸数につきましては延べ433戸、取組面積が延べ約568.8ヘクタール、補助金額につきましては1億5,509万9,202円となります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 今のお話を基にしながら3番目の質問として、水田活用事業が令和4年度から大幅にその制度が後退するというような話が聞かれているわけでありまして、それらの内容についてお尋ねをします。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（渡辺雅彦） 10番議員さんにお答えいたします。

ただいま報じられております水田活用直接支払交付金事業の変更点でございますけれども、まず飼料用米、米粉用米の複数年契約加算につきまして、現行では、年度ごとに3年以上の複数年契約を有している取組に対し、10アール当たり1万2,000円を交付することとしておりましたけれども、複数年契約の取組率が約9割に達しまして、複数年契約推進の効果が薄れてきているとしまして、新たな取組に対する複数年契約に対する交付金につきましては廃止されることとなっております。

また、経過措置としまして、令和2年及び令和3年からの継続分に対しましては、令和4年度につきまして10アール当たり6,000円を交付するというように改められてございます。また、これに代わりまして、新たに10アール当たり1万円を交付するという事で、輸出用米の新市場開拓用米の複数年契約加算というものが創設されてございます。

あと多年生作物、いわゆる牧草の関係でございますけれども、こちらの取扱いにつきましては、現行におきましては収穫を行っていただければ10アール当たり3万5,000円を交付されておりましたけれども、一度播種をすれば5年から10年にわたって収穫が可能、あと播種を行う年以外につきましては生産コストが低いとされることから、収穫のみを行う年の単価につきましては10アール当たり1万円に変更ということになってございます。

あと高収益作物、畑地化支援の取扱いにつきましては、現行におきましては品目問わず10アール当たり17万5,000円を交付しておりましたけれども、こちらにつきましては、指定された高収益作物を作付し、畑地化することを条件に10アール当たり17万5,000円を交付するということになってございます。また、そのほかの作物の作付で畑地化する場合につきましては、10アール当たり10万5,000円に変更となっております。

高収益作物の品目につきましては、県において選定することとなっております。今のところ県においてはキュウリ、トマト、アスパラガス、ブロッコリーなどが高収益作物ということの指定を受けております。

あと、もう一つが、交付対象水田の取扱いにつきまして、こちらにつきましては、これまでですと畦畔がない圃場だったり、水路を有していない圃場につきましては対象外となってございましたが、それ以外につきましては特段の縛りはなかったのでございますが、転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すことを目的としまして、現場の課題を検証しながら、令和4年から令和8年の今後5年間において、一度も水張りをしない水田につきましては、水田活用直接支払交付金の交付対象農地としないということに変更になってございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれ説明をいただきましてありがとうございました。

そうしますと、今いっぱい事業があるわけですが、例えば、永年性牧草を作付していた場合、今度はそういう1年に1回更新しなければ駄目だとかということになれば、当然そこからやりたくてもやれないというようなことが出てくるのではないかと懸念がされるわけですが、そういうことによって、この事業から、それはとてもできないなということで撤退するのではないかとというようなことについて、村としては一体どの程度のものがそういうことになるかなというふうに見られているか、併せて、そのことによって大玉村にとっても今後どういう影響を及ぼすかというように思慮されているかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

まず、今ほどの変更点によって面積、さらに金額、どの程度に見ているかという点でございますけれども、まず多年生作物、牧草であります。令和3年度の実績の取組農家は44戸、面積が130.2ヘクタール、交付額は4,557万円となっております。こちらについて、全ての農地で令和4年度に播種が行われないというふうに仮定した場合、試算では交付単価は1万円で、1,302万円ということになりまして、3,255万円の減額となるというふうな試算がなされます。

また、飼料用米の複数年加算につきまして、令和3年度の実績取組農家数は8戸、面積が35.58ヘクタール、交付額が426万9,600円という内容でございます。これが経過措置で単純に半減するという内容でございますので、213万4,800円の減額となるという内容でございます。

また、令和3年度実績で水張りをしていない畑作物を作付しております。水田活用直接支払交付金の交付を受けている農家数は130戸、面積が170.2ヘクタール、交付額は5,218万9,041円となっておりますけれども、これら全ての農地で今後5年間水張りをしないということで、水田活用直接支払交付金の対象外農地となった場合には、これが全て皆減するというふうな状況でございます。

このような状況の場合、令和4年産米につきましては、令和3年産米に加えて主食用米の本村の作付目安面積が42ヘクタール減るというふうな状況の中で、主食用米以外にどのような形で誘導していくかというものが極めて難しくなってくると考えております。さらにこれだけの減収ということになりますと、当然農家の所得の減収はもちろんのこと、ブロックローテーションによって水張りを行ったとしても水稲と畑作物の交互の作付によって品質の向上はあまり見込まれないというふうな状況が考えられてございます。したがって、こういったことから結果として耕作放棄地が増大していくのではないかと、さらには農業を離れるという選択も出てくるということを大変危惧している状況でございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 今、部長からお話あったように、単純計算でもざっと見て、合わせると8、500万円ぐらいのマイナスと、それから面積でもそのようになると。しかもそういう様々な今後の悪影響、大きな意味での衰退につながるというような見通しなどについてお話があったわけでありましてけれども、こういうことについての村長の率直な感想、あるいはまたアクションが何か、考えるかどうかということについて端的にお伺いします。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えいたします。

私もこれを見たときに、なぜこのタイミングでこの政策が出てくるのかということが理解できなかったです。米価が下がり、そして、飼料が上がって畜産も非常に苦勞して、しかも福島県だけではなくて、やはり肉牛とか、そういうものの繁殖のほうも下がりつつある状況の中でこういう政策が出てきたということがちょっと信じられない状況でございます。

農業を予算ベースで考えて、一産業と考えているんだとすれば大きな間違いだと考えています。この国土をしっかりと荒廃から守って、農業、畜産の役割というのは非常に大きなものがありますし、食料自給率は、日本はどんどん毎年下がっておりますので、この米とか畜産の自給率が下がれば危機的状況になるだろうというふうに考えております。食糧安保という考え方もありますので、あと現下の国際状況を見ればぜひ考え直してほしいなということを考えて、いつ食料が、輸入がストップするか分かりませんので、そういう点からも非常に危機的な状況になったなというふうに考えております。町村会とか農協も当然ですが、そういう農業、畜産関係者挙げて、国・県等に見直しを強く求めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。

まさに今言われたような状況でありまして、昨日の農業新聞あたりでも各地でそういうことに対する説明会をしたら、とてもとてもじゃないが農家の、あるいは関係者の反発が非常に出てきているのを見ました。そういう意味でも各地においても国会議員なり、あるいは関係機関に意見を申し上げるというような運動が、今、起きておるところであります。

我が村でも委員会においてそうしたことに留意をされ、委員会で全会一致で、このそういうことをやめてもらいたいということの陳情が採択されたということで取組に敬意を表したいと思うところであります。なおさら減反を推進して、何とかそれに協力してずっとやってきたのに、今度はそこさ水を張れよと、米作れよというのは、どうもこの、作るなよと言っておいて、今度、張らないところには国によって、二重三重に農家をばかにした中身だなというふうに強く憤りを持って受け止めているところでもあります。

そういう意味でもこの問題は、先ほども話あったように耕作放棄地なり、もちろん

地域の暮らし、今後に立ち行かなくなるんでないかと心配をしているところでありま
す。このことについて、この質問をするに当たって何軒かの住民の方を訪ねて歩きま
した。とてもこれから大した金にもならないのに、農地を借りてまでもとてもはでき
ないよと、あるいはまた、大玉村にあっては、本来集積したのが、借りている人が全
部お金もらっていい制度なんです、本当は。でも貸している人にもお金一定の金額を
渡して、そのお金もらったのを、土手刈りなどにお金を、今度シルバーさんを頼んだ
りして、お金をつくってその管理をしてきた。これまでずっとそういうことで管理を
してきたという実態を見れば、とても双方の人が困ったという意見の方が、なかなか
多かった。

もう一人の方には、1反歩当たりにするとしっちゃもんの銭だばい、もっと工夫す
れば金とりはできるんじゃないのかいという方もございました。それから、制度がな
くなっちゃったんだもの一々文句ばかり言ったってしょうがないばいと、こういう人
もいました。それぞれだなと。

いわゆる私もここの発言の趣旨にも書きましたが、価値観の多様化と、多様化とい
う言葉は非常に格好いいんですけれども、ばらばらにするという中身でもあるんです。
だからばらばらになりつつも生産組合や農業協同組合や、労働組合等々もばらばらな
中でも、なおかつ共通認識を持って自分らの要望をより実現しようというための組織
がつけられているという、なかなか矛盾しているというか、そういう中で、大玉村で
一体どうなんだと。先ほどちょっと雑談で聞きましたが、農家は七、八百かな戸数、
その中で認定農業者が八十何人ぐらいかということであり、そういう意味で先ほど言
ったように、そだ金心配しねいでもっと何か工夫すればできるばいというような、非
常にいい、頑張った発言なんですけれども、それはやっぱり認定農業者などを中心と
して村を引っ張っていってもらう大きな牽引力にはなっているんですけれども、その
ほかの農家の方はそれぞれで、なかなかそこまではいっていないというのが実態であ
りまして、この村の農業振興計画の柱も何回か見ました。

それから、今度の村長の基本方針、この中でも様々なことがうたわれています。特
に状況をよく捉えて対応していかなきゃいけないということ、この基本方針の中では
述べられております。農業情勢を予測、検討しながら、やっぱり様々な担い手、ある
いは家族農業への支援等々を含めて、この直接払いなども活用しながら、やっぱりこ
の村、あるいは振興公社一体となって取り組みますよと、こういうふうに言っている
んですけども、先ほど言ったように、1億円くらいの直接払いというのがなくなると
いうのは非常に大きなことだと思うんです。やっぱりそういう意味では、これはそん
なのに頼っていたってしょうがねえばいという金額では、域は超えているのかなとい
うふうに、もちろんそういうふうに皆さんが頑張ってくださいことは結構ですけれど
も、やっぱり大方の農家の人を底上げしていくという政策というのが大事であろうと
いうふうに強く感じているところでもあります。

先ほどの村長の答弁でほぼ言い尽くされていると思うんですけれども、そういう村
の様々なそういう制度も活用しながら、これから耕作放棄地をなくしたり、あるいは

農業を守っていくための取組もするんだと、まさに今その出発地点で、そういう時代ということについて、改めて村の取組、そういう農業を充実させる施策などについての考え方について、改めてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんに再度お答え申し上げます。

本当に先ほど申し上げたような状況の中で、従来から続けてきております機械の補助とか、いろんな農業支援、畜産に対する支援、県内でも大変先進的なものとしてやらせていただけてきました。ただ、財政的な問題もありますので、完全に財政的に下支えをするということはかなり難しい状況であります。今、農家を支えるのに何が必要かということはしっかりと考えながら、検討しながら対応させていただきたいというふうに思っていますが、まずは中山間の直接支払とか、あと多面的機能関係等で国の予算を獲得する方法も拡大する方法もありますので、これについては土地改良、それから、今度新たにつくる農業振興公社、村と一体となって、農協等と一体となって、そういう新たな財源をより多く獲得するというのも一つの方法かなというふうに考えておりますので、村の大切な基幹産業でありますので、しっかりと支えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 答弁ありがとうございました。

いずれにしても農家が一生懸命取り組もうとしていることについて逆行するような、そういう国の方針と、もちろん、例えば県の予算では、特定のイチゴとかキュウリとか果樹とか、そういう特化した事業は予算もかなりついて、それはそれとして大事なことでありますけれども、全体として底上げするというためには、大方の農家がそれを実際は下支えしているわけでありますから、そういうところにダメージを与えるような、そういう政策はやっぱりやらせないということが大事でありまして、それは当局も議会もそういうことに一緒に取り組んでいくということが極めて大事であろうということでもあります。そういうことをさらに進めていただくように要望して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、10番須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で、日程による議事が終了いたしましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後4時58分）